



などの出荷停止・自粛・風評被害の完全補償を求める意見書(千葉県匝瑳市議会)(第四四八号)  
は東日本大震災復興特別委員会に送付替えされた。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)

○山田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。  
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省医薬食品局食品安全部長梅田勝君及び資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官櫻田道夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○山田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。網屋信介君。

○網屋委員 おはようございます。民主党の網屋信介でございます。

本日は、質問の機会をちょうだいし、まことにありがとうございます。

今回は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案についての御質問をさせていただきます。

今回の、三月十一日の、本日に千年に一度と言

われる大きな震災、またその波及した被害として福島原子力発電所の問題、それに関して非常に大きな被害が出ていること、その中で一生懸命頑張っている皆様に心から敬意を表したいと思っております。

私自身も、三月二十八日に、最初に、釜石まで救援物資を持って、九時間半かけて行ってまいりました。皆さん、多くの方々が被災地に行かれたと思いますけれども、特に市街地の状況を見るにつれて、こんなことが本当に世の中にあるのかというくらい、言ってみれば、私自身の人生観が大きく変わるような、そういうような光景を目にしていまいったところでございます。

その中で、たまたま瓦れきの片づけをされている数人の方とお話をさせていただきました。最初に地震が起きて津波が来たときには、命からがら逃げることで精いっぱいだったところが、二週間、三週間たつと、これからどうやって生きていくと。これは財務金融委員会でも議論がありましたけれども、中には、住宅ローンを抱えたまま新しい家が流された方、商店の方においては、たまたま電気屋さんにお話を聞きましたけれども、商品を仕入れたまま、売る前に流されてしまった、ちょうど三月でしたので、手形が落ちないんだけれどもどうしようか、そういった本当に深刻な状況にある方がたくさんいらっしゃいました。

財務金融委員会では、その中で、特に地方の金融機関に対して、そういった方々のローンの見直し、それに伴う政府からの資本強化等々について議論が今なされているところでございます。

と同時に、農家の皆さんにおかれましては、中には、放射能の関係でも農地が使えなくなった方、もしくは塩害、つまり津波によって塩がまじってもう使えなくなった、いろいろな方がいらっしゃると思います。また、最近、自分たちが飼っていた牛がセシウムに汚染されてしまったという問題も出てまいりました。こういった方々、特に、再生をして、また新しく自分たちの生活の糧として農業をもう一回やっていきたい、そういう

方々に対してどうやって今後私たち日本の政府としてサポートしていくか、非常に大きな課題が投げられているんだと思っております。

たまたま、きょうの農業新聞には農業向け債権買い取り「個人経営も対象」、こういう記事が出ております。そういう意味では、本日に再生をして頑張っているという方々に対して、今回の法律案というのは非常に重要な内容であるということを感じているところでございます。

と同時に、この法律案の中でやはり一番気をつけなきゃいけないことというのは、本当に、そういうふうな善意を持って新しい事業をやっていく、善意を持ってそういう人々をサポートしていくということと同時に、モラルハザードの問題をやはりウオッチしていかないと、これがなし崩し的に、いわゆる徳政令的になってしまうのはこれまた本末転倒の部分があるのではないかと思います。これを踏まえまして、私の方から御質問をさせていただきます。

今回、被災農漁協等の自己資本の強化というのが一つの目玉として出ております。

自己資本の強化ということでございますが、これまで、いわゆる支援機構といいますが、ジェイエイバンク支援協会とかジェイエフマリンバンク支援協会とか、こういうところを使って今回も支援をするということでございますが、当然、打ち出の小づちが落ちているわけでもなく、お金の調達ということが必要となってくるわけでございます。

まず最初の質問は、被災した農協、漁協等の自己資本の強化のための資金の調達をどういうふうにお考えになっているのか。そしてまた、ジェイエイバンク支援協会とかジェイエフマリンバンク支援協会というのは、もともと、言ってみれば農家を中心に、農協を通じて、もしくは漁協を通じて基金を積み立ててきた支援協会だというふうに理解しておりますが、ここに残っている保険といえますか基金というので今回の法律の趣旨が本当

に賄えるぐらいの資金量があるのかどうか。それについてお答えをお願いしたいと思います。

○篠原副大臣 網屋委員御指摘のとおり、今回の震災による被害というのは膨大じゃないかと思っております。

被災を受けた農協、漁協というのも大変でございます。漁協が三十一漁協、農協が二十八農協、約六十農漁協が被災をしております。不便をかこつておるところでございます。こういった被災農漁協に対して強化をする、それは、農漁業者がきちんと経営を再開できるように、そのためにはやはり農漁協がちゃんとしてもらわなければいけないところでございます。

我々がどういうことを考えているかといいますと、貯金保険機構と、二つの指定支援法人、ジェイエイバンク支援協会とジェイエフマリンバンク支援協会が、優先出資の引き受けや劣後ローンの貸し付けによりまして一体的に資本増強を行います。

その資本増強のための原資でございますけれども、貯金保険機構の場合は、民間金融機関からの借り入れで賄います。それから、指定支援法人は、農漁協系統から拠出されました負担金を積み立てております。今ありますのは、ジェイエイバンク支援協会に約一千二百億円、それからジェイエフマリンバンク支援協会に約二百億円、この活用を想定しております。

また、将来ですけれども、資本増強を行った優先出資等について、さらに貯金保険機構による損失処理が必要となった場合には、農漁協等から徴収した保険料を積み立てております貯金保険機構の責任準備金というのがございます。これに約三千億円ありまして、これを活用してまいりたいと思っております。

○網屋委員 ありがとうございます。

もちろん、特に原子力の関係については、ここだけじゃなくて、東電さんとの関係、いろいろなものもあるだろうとは思っています。今の三千、全部合わせれば四千四、五百億のお金があるという

ことでございますので、十分かどうかは別に  
して、まずそこから使っていくということで理解を  
させていただきたいと思っております。

その中で、民間からの借入れというのが保険  
機構にあるということでございます。後でまた御  
質問しますけれども、これの将来的な、民間から  
の借入れです。これは返さなきゃいけない  
お金ですから、どうするかという議論はまたある  
のかなと思っております。

ところで、今、お答えの中で、優先出資と劣後  
ローンという実はお答えがございました。

特に、協同組合という形態上、銀行と違いまし  
て、自己資本の考え方というのをやはり明確にし  
なければいけないのかな。金融機関の場合は、御  
存じのとおり、世界的なB-I-Sのルールですと  
か、それから日銀とのいろいろなルールの設定と  
か、またいろいろな規定がありまして、特に、株  
式会社ですから、自己資本の規定の中身というの  
は、非常に複雑であるけれどもきっちりしたもの  
がある。今回のこの法律に基づいて行われる協同  
組合に対する資本というのを、もう一度定義を  
ちゃんとしておいた方がいいのではないかと  
ふうに思っております。

一つは、優先出資というのは、基本的には純粋  
な自己資本であろうというふうに理解をしており  
ます。劣後ローンとの関係も含めて、自己資本を  
どういうふうに定義するのか。それからもう一つ  
は、政府が考える適切な自己資本の割合、その水  
準をどういうふうにお考えになつていらっしゃる  
のか。それについてお答えをいただければと思  
います。

○篠原副大臣 網屋委員は、山一証券、モルガ  
ン・スタンレー、UBS証券、メリルリンチ、証  
券会社をくまなく歩かれまして、金融問題につ  
いてはお詳しいということで細かい御質問だと思  
いますけれども、答えさせていただきます。

まず、農漁協の自己資本ですけれども、御指摘  
のとおり、普通の民間の金融機関と違ってありま  
す。農協法に規定されております。まず、出資  
金、利益準備金等から成る基本的項目というのが

あります。それから二番目に、一般貸倒引当金あ  
るいは劣後ローン等から成る補完的項目という  
この二つに大きく分かれております。

農漁協の経営全体の保有資産に対する自己資本  
比率ですけれども、農漁協が抱えるリスクの合計  
に対する最終的な返済財源となる資本力、自己資  
本の厚さを見るための指標となつてるところで  
ございます。

国は、すべての農漁協系統協同組合について、  
経営の健全性を確保する観点から自己資本比率は  
四割以上確保するように、農協法等に基づきまし  
て指導しております。四割を下回った場合には、  
農協法等に基づき業務改善命令、業務停止命令を  
発する仕組み、これは民間の銀行等と同じだと思  
います。

ただ、農協系統におきましては、八割を基準と  
する等の自主的ルールを設けて経営強化、改善に  
取り組んでいられるところもございまして、

今回の資本増強の手段としましては、優先出資  
に加えて劣後ローンも使用可能であります。け  
れども、劣後ローンについては、自己資本に算入  
できる範囲には法令上限度が定められておりま  
す。どういふことかといふと、基本的項目の  
額よりも多くはならないということございま  
す。震災の影響によりまして多額な損失が発生  
し、資本が大きく毀損するおそれのある組合につ  
いては、基本的項目に算入される優先出資による  
資本増強のケースが多くなるものと想定してあり  
ます。

○網屋委員 そうしますと、これは大事なところ  
なんです。今回の法律に基づいて資本を増強す  
る、つまり、ということ、農家の皆さんもしく  
は農協に対して、経営の安定化を求めるといふ意  
味と、それから資金の提供をするという二つの意  
味があると思っております。

資金を提供するというのであれば、別に自己  
資本ではなくても、借入れをしても貸し付けを  
してもいいわけで、今回、優先出資もしくは劣後  
ローンという形でお金を投入することになるとい

うことは、逆に言えば、資本の増強が必要なところ  
がたくさん出てくるという意味だと思えます。

資本の増強がたくさん出てくる理由は何かとい  
うと、恐らく、貸し倒れの引き当てを大きく積ま  
なければいけない、その分、各単協の中でいわゆ  
る不良債権になつてしまふ。これは農家の皆さん  
の経営不振からなつてくるものではなくて、今回  
の震災によって起こつてしまふ、ある意味では他  
動的な原因に基づく不良債権ということが起こつ  
てくる。したがって、その部分については、経営  
者の責任ということであるわけではなく、その人  
たちがまた今後地域において本当に再生したい農  
家のために資金提供ができる、そういう意味で協  
同組合の資本を増強していこうじゃないか、こう  
いう趣旨だということに理解をしております。

他方、今回の法律案の中に、たとえそれぞれの  
農協等々に対して、いわゆる被災農協、被災農水  
協といふんです。資本注入を行った場合において  
も、経営の責任は求めない、収益性の目標は求め  
ないといふことが入つております。ある意味でや  
むを得ない内容だと思ひますが、私が一番これに  
ついて危惧するのは、いわゆるモラルハザードと  
いふんです。お金が入つてきました、経営責任は  
要りませんよ、それから収益の目標も要りません  
よ、それは法律の趣旨からすれば当然のことでは  
あるけれども、ある意味それをうまく使っちゃう  
ような人が出てくるかもしれないという危惧も実  
は他方ございまして。これについてどういふふう  
にお考えなのかという部分を私としては聞きたいん  
です。

ただ、農協法の八条に、「組合は二いろいろ書  
いてありますが、「営利を目的としてその事業を  
行つてはならない。」といふふうにしてございま  
す。そういう意味では、その整合性といふこと  
が、逆に言えば、今までは収益目標をつくつてき  
たのかという議論になるわけで、今回つくりませ  
んよとわざわざ言つていふことは、今までは  
収益目標をつくれと言つてやりながら、法律では  
営利を目的としてはいけませんよと、何となく整

合性がとれない部分があるのではないかと  
いう感じがちよつとしているんです。

政府として、この八条の「営利を目的として事  
業を行つてはならない。」といふことをどういふ  
うに遵守を指導しているのか、もしくは、今申し  
上げたような、モラルハザードをどういふふう  
に担保するのかということについてお聞かせいた  
ければと思ひます。

○篠原副大臣 先ほどちよつとお答えの中で触れ  
ましたけれども、網屋委員はばりばりの民間企業  
におかれまして、利益を最大にするということが  
至上命題の金融機関ではないかと思ひます。農協  
の場合は、組合員相互の利益追求を一番の、利益  
の最大化を図ることが目的でございます。  
ですから、利益の追求という意味では、組合自身  
の利益じゃないくて、組合員の利益を最大にする  
といふことでございます。

ただ、一方で、矛盾を指摘されました。利益が  
なかつたらそれは健全な金融活動もできないじゃ  
ないかといふのがあります。そういう意味では、  
十分なサービスを提供して組合員の利益を最大化  
するためには、ある程度の収益を確保して健全な  
運営を行うことも必要じゃないかと私は思つてお  
ります。

今回の資本参加において収益性を求めないとい  
うことは、ではふだんのときは収益性を求めてい  
るのじゃないかという、相反する矛盾をお聞きに  
なつていらっしゃると思ひますけれども、これ  
は、網屋委員が今質問の中で御指摘になつたと  
りでございます。今回は、何も、融資のところ  
で見誤つたとか、そういう内生的な、みずからの  
責任じゃないわけですね。震災による被害とい  
うのは挙げて外生的な、外の要因でございます。そ  
れからもう一つ、今被害総額がどのぐらいかとい  
うのは、だんだんふえたりしてございますけれども、  
大体被害がどれだけでも算定できないような状態  
でございます。被害の実態すらわからない。だ  
から系統金融機関も困つていふわけです。そうい  
うところがありますので、今回の優先出資の場合

は特別に、収益性の目標は求めないということにしております。

しかし、モラルハザードの問題です。経営改善とかをちゃんとしてもらわないと、農協も漁協も維持できません。ですから、具体的にどういう細かいことをしているかといえますと、資本注入対象となる農漁協に對しましては、農漁協系統の中央の機関である農林中金との間で、信用事業強化のための指導を受け、それを実行するための信用事業指導契約を締結させております。これが一つでございます。それから二番目に、モラルハザードを起こさないように、自己規制を促すために、被災農漁協や農林中金が作成する信用事業強化計画等をきちんと公表せよ、この仕組みをつくっております。それから、その計画どおりにきちんとして、地域復興に向けた取り組みについて適切に対応しているかどうかというのを見てまいりたいと思っております。

○網屋委員 ありがとうございます。  
そこは非常に大事なところでございまして、今回の法案の趣旨にかかわらず、これは正直な話を申し上げまして、私たちが日ごろ週末に地元へ帰ると、私のところは農業の方が非常に多いところでございまして、農家の方々がいろいろなお話をします。これは正直にぶつちやけた話をしますけれども、農協さんに対するいろいろな不満といいますが、要するに、今おっしゃる通りに組合員のためじゃなくて、職員のために一生懸命やっているようなお話をしょっちゅう農家の方からお聞きすることもあるんです。そこはやはり、今回は資本注入ということでございまして、もちろん、特に保険機構の場合は、民間からの借入れを原資とする場合、これは最後は返さなきゃいけないわけですから、その部分等も含めて適切な御指導をいただくことを切にお願いしたいと思っております。

特に私が一番気になっているのは、将来の損失処理、つまり、ここから、資本を入れました、入

れて五年、十年なりしたところで見直しをするわけですけども、そのときに信用事業の再構築、特に合併とかを行ったときに、出てきた損失の処理については、金銭の贈与もしくは損失の補填というところになってしまふので、これは、法律でも書いてありますように、要するに上げますよということなんですね。ですから、ここはやはり、さっきのモラルハザードの問題は非常に重要な問題になってくると私は考えています。

今はみんな大変なものでとにかく何とかしようよ、お金もちょっと出しましょうよというふうになるんですけども、これが、五年たつて十年たつたときに、それこそどこが政権をやっているかわかりませんけれども、そのときの政府が、この前の住専の処理と同じで、十何年たつてふたをあげたら一兆二千億またロスが出ましたみたいな話で、あたふたするようなことができるだけ起こらないような形の運営の指導というのが非常に重要な、国民の負担を下げるという意味でも重要なことかなというふうに感じる次第でございまして、そういつた意味での政府の御指導を心から期待するところでございます。

当然ですけども、そうして、こういった形で新しいルールに基づいて、特に経営の責任とか収益の目標を求めないという段階で、今おっしゃったように農林中金との経営指導の契約というのはあるんですけども、先日、一千億円以上の資金量を保有する農業協同組合については、これまでの検査のあり方に加えて、金融庁の検査の対象になるということが報道をされ、そういう形になったというふうな記憶をしております。今回、新しい形で、また特例的に、収益性そして経営責任を求めない資本の増強を行うということは、これは特例的なものでありますので、私としては、こういった形で入る農協さん等々についてもやはり同様の定期的な検査を今後も行っていたことが大事なのではないかというふうに感じるんですが、政府の御見解はいかがでございましょう。

○鹿野国務大臣 今御指摘の検査のことにつきま

しては、農林水産省は、本年の九月まで、被災県の団体に対する検査を見合わせまして、十月以降も、受検態勢状況を踏まえて検査の時期を判断する方針でございまして。関係県におきましても同様の対応がなされるよう通知済みでございます。被災された県では農漁協等の検査に十分な要員というものを確保できないことも考えられますので、県からの要請というものがなされた場合には、これに對して積極的に対応していきたい、このように考えておるところでございまして。

○網屋委員 ありがとうございます。  
いずれにしましても、今回は本場に特例の形で、お金が入っていくということでございまして、これまで以上に、農水省、場合によっては金融庁そして県と一緒に、やはり、健全な農協の経営というものを注意深く御指導をいただくことが必要なのではないかということでこういつた質問をさせていただいたわけでございます。

おっしゃる通り、また被災の状況というのがなかなかわからない、どれぐらいのお金が必要なのか。中にはやはり、今回の被災によって恐らく農業をやめようという方もいらっしゃるかもしれない。

実は、ちよつと余談ですけども、たまたま先週の日曜日に、私も、地元で、鳥獣被害のこと、農家の方々と、六軒ぐらい行ってきましたけれども、うちはサツマイモが多いので特にイノシシとか猿とか、お話を聞くと、中には、猿がしょっちゅう出てくるのもうやめたという方というところもやはり出てくる。他方、やはり、そういう被害があつても、建設的にいいますか、何とか自分たちの畑を守って、こしは鳥獣被害の予算もたくさん出てきたわけですけども、頑張っていきたいという方も結構いらっしゃる。

今回の大きな被害に遭われた方々も、ある意味では、自分の責任というよりも、どこから降つてわいたような災害なわけですから、特に、その

中で、若い方々も含め、意欲的に頑張つてもう一回やるんだという方々はたくさんいらっしゃると思います。そういう方々が本場にこの国の農業を支えていくために、そういった志を持つてやっていくんだという方々を本場に私たち政府・与党それから国会議員全員で支えていくというのには非常に大事なことだと思ひますし、それについて、やはり今回の法案というのはとても大きな意味を持つというふうにも思ひます。

そういった意味で、今後の、もちろん農協の健全性も大事ですけども、個々の農家を育てていく、農協の皆さんがこれまで以上にアドバイザーというかいわゆるコンサルタントというか、経営も含めて、一緒に成長していこうじゃないかという志を持って今後の活動に従事していただき、それに対して適切な御指導をいただくことを心からお願ひいたしまして、私の質問とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○山田委員長 次に、小里泰弘君。

○小里委員 自由民主党の小里泰弘でございます。

再編強化法について、まずお伺いをしてまいります。

この法律は、要は、農協系統、漁協系統の金融機関に資本注入をして体力を強化していく、そういう大きな柱になっていると理解をいたします。一方で、地域の信金、信組、地域に限定した基盤を置く金融機関に対して同様の措置を図っていく、これは十分わかるわけでありまして。そして一方で、農協系統、漁協系統の場合は農林中央金庫を大きな後ろ盾としたセーフネットというものがございまして。これに加えて今回の措置を図るその意味について、まずお伺いしたいと思います。

○鹿野国務大臣 今回のことにつきましていろいろと御指摘をいただいたわけでありましてけれども、基本的には、農業者や漁業者に対するいろいろな施策というものによって、農業者、漁業者が

再び農業に、漁業にいそむことができる、そういう状況、あるいは地域の復興のための環境整備を図るといふふなことの認識を私どもとしてはいたしているところでございます。

○小里委員 質問の趣旨は、信金、信組の場合は限定的な基盤、地域基盤であります。一方で、農協系統、漁協系統の場合は農林中央金庫を中心としてセーフティーネットというものがあつて、その違いを超えて農協系統、漁協系統に支援をする、その意味をしっかりと説明していく必要があります。なんだらうと思うんです。私はもちろんこの法案には賛成ですが、そこをもう一回お聞かせいただきたいと思ひます。

○鹿野国務大臣 基本的に、今議員から御指摘のとおり、今回のこの大震災を踏まえて、当然、地域の復興、復興といふふなものをなし遂げていく場合には、やはり農協なり漁協において新たな役割を果たしていただくといふふなことが必要なわけでございます。そういう意味で、資本を注入することによって、地域の復興のために、また漁業者なり農業者のために寄与できるといふような体制づくり、環境整備ということでもあります。そのことにつきましても多くの国民の方々にきつと説明をさせていただいて、そしてそのための御理解をいただくといふふなことは、これからも農林水産省としてはやっていかなきゃならないことだと思つております。

○小里委員 原則的に、本来的に、先々、金は返す仕組みになつております。支援協会の方に返していくという仕組みになつております。となつた場合に、十年後、経営が上向いているのか、返す当てがあるのかといったところがまず問われるわけでありまして。そういったところを中心にして、どういった考えでこの制度を設計されたか、お伺いをいたします。

○鹿野国務大臣 今お話のございました、十年後どうなつてくるのかというふなことでございまして、このことにつきましては、十年後あるいはその

後どうなるかということとはなかなかこの時点で想定しにくいところもございしますが、基本的には、まず地域の復興、そして農業者、漁業者のさらなる意欲を持つて取り組んでもらうといふようなこと、これがまず前提になるわけでございます。で、ここに力点を置きながら、そして、将来に向けて少しでも光を見出すことができるようにしていくというのが、当面私どもとしての考え方でございます。

〔委員長退席、津島委員長代理着席〕

○小里委員 あくまで賛成の立場での質問であります。他の金融機関との違いですね。基盤が違う、その上でこの措置を講ずる。そしてまた将来的にどういふ心づもりで制度設計をされたのか、そこところはきつと国民の皆さんに説明をしていく必要があると思ひますので、改めて整理をしていただいて訴えていただきたいと思います。

○鹿野国務大臣 地域における漁協なりあるいは農協と、漁業者なり農業者の関係というものは、御承知のとおり、一体的な中で取り組みはなされてきておる。そういう非常に強いきずなの中での関係といふものの中で、これからの地域の復興なり、漁業あるいは農業の新たな展望といふふなものを見出していくということでありまして、そのことにつきましては、漁協なりあるいは農業の特殊性といふふなものも踏まえた中で、今回、この資本注入について強化法を考えさせていただいたところでございまして。

○小里委員 おつしやるとおり、東北におきまして基幹産業として大変大きな役割をなしている農林水産業、大変な被災を受けて、今危機的な状況にあります。そこを、しっかりと救援の、救済の手を差し伸べてその再生を図つていく、これがまず国に求められることだと思つております。

ところが、今回の法案は、申し上げましたように、金融機関、この体力を強化すること、直接的には生産者の支援には向いていないところであります。具体的にどのよう

に、農業者、漁業者を支援していくのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○鹿野国務大臣 今回被災を受けた農業者、漁業者のことにつきましては、農漁協等の金融機関に對しまして償還猶予等の要請、あるいは一次補正予算におきまして、実質無利子、無担保、無保証人での貸し付け等によりまして、漁業者なり農業者の、債務といふものを抱えている中で負担をできるだけ軽減するといふような措置を実施したわけでございます。

また、今回のこの法律改正といふものは、被災地域の農漁協の財務基盤を強化するということによって、被災した農業者なり漁業者に対する貸し付けの条件変更等、それぞれの実情に合った対応といふふなものをを行うことができるようにするといふようなことで、まさしく、冒頭に申し上げましたけれども、地域復興、農業者、漁業者の将来に向けての展望といふものの環境整備といふふなものをつくっていくということでございます。

○小里委員 今いみじくもおつしやつたように、これは生産者にとりましては環境整備にすぎないですね。融資の話にしまして、従来の制度の延長線上にすぎない話であつて、直接的に農業者、漁業者に対する抜本的な支援策にはなっていないわけでありまして。

御案内のとおり、今回の震災によりまして大変な被災があつた。借金をして機械や生産用設備を求めておつた、それが流されてしまつて、生産の再開をするには新たに借金をしてやらざるを得ない、しかし、それもなかなか難しいという、いわゆる二重ローン問題が発生しているわけでありまして。この二重ローン問題対策という観点からはどういふ考えをお持ちでしょうか。

○鹿野国務大臣 今委員から御指摘の二重ローン対策といふふなものは、私どもも非常に重要な、将来の地域の復興なり、漁業、漁協の復興といふことについて大変重要なポイントだと思つております。

そういう意味で、被災農業者、漁業者のいわゆる既往債務の問題につきましては、通常におけるところの金融の対応だけといふようなことでは、これは、当然のことながら、足りないといふことになるわけでありまして、農用地の土地改良事業やあるいは共同利用施設、漁協の冷凍施設等の整備に對する助成、さらに、雇用対策を初めとするところの生活支援など、こういうことに対して幅広く検討していく必要がある。こういうふうな考え方に立つておるわけでございます。今後この二重ローンの問題につきましては、まさしく関係省庁ともよく連携をして、次の段階に向けて詰めていかなきゃならない、こういうふうな考え方を持っておるところでございまして。

○小里委員 抜本的に農業者、漁業者に救済の手を差し伸べていかなければならない、そういった観点から、早い時期から私どもは緊急提言の中で政府に對して提案をしてまいりました。しかしながら、なかなか抜本的な対策が及ばないところであります。

先般、先週でありましたが、宮城の塩竈市を中心とする被災地で意見交換会を行つてまいりました。そこでも首長の皆さんから、農業者あるいは商工業者に対しては従来の融資の延長線上であつて、国からは何の抜本策も示されていない、これは地域の産業の復興、復興も生活の再建も成らないと、大変なおしかりをまた受けたわけでありまして。

そういった中で、早い時期から自民党において作業を進めてまいりました。すなわち、二重ローン対策救済法なるものを、略称ですが、これを準備いたしました。政府・与党との協議を重ねてきたわけでありまして。

自民党案におきましては、新たな法律をつくつて、新たな機構をつくつて、そして農業者、漁業者の分も含めて債権を買い取る、これを株式化なり資本化をいたします。その時点で、借金が資本に変換をされますので、それによつてまた新たな融資も受けられる、大筋、そんな制度設計になつ

ております。

これに対して、政府・与党案におきましては、従来の中小企業機構法の中でファンドをつくる。ただ、最近、機構をつくるというところまでは譲歩をしてこられました。しかし、あくまで現行制度の中であります。したがって、農業者、漁業者がその対象になるのか、いまだもって明確な担保はとれないところであります。

このままではなかなか地域の農林水産業者の方々が頑張つて再生をしていくということにはならないわけでありまして、ぜひ、互いにこれは譲歩をしないといけない、歩み寄らなければならぬと思ひますが、基本は、やはりこれだけの災害、巨額の投資をすることになります。そして幅広く産業を救つていく。そのためにはやはり法律をつくつて、そして機構をつくつて、織り込むべき事項を織り込んでいく、ここに向けて与野党が真摯に、迅速に協議を重ねるべきであらうと思ひますが、大臣の、所管大臣としての見解をお伺ひいたします。

○鹿野国務大臣 二重債務問題につきまして、自民党、公明党さんが、いわゆる新たな法案の必要と今お話しのとりの考え方から、参議院に提出されているということを承知させていただいております。また、政府・与党におきましても、債権買い取り等を行う新たな機構の設立が検討されているところがございますけれども、これは、農林漁業者も対象としている既存の中小企業再生ファンドの仕組みを活用するというところでございます。

そういう意味で、具体的には、農林漁業者に係る既往債務についても、機構が金融機関等から債権を買い取り、そして一定期間棚上げをして元本及び金利返済を凍結する。そして、別途、新規融資を行うということで事業の再建を支援するということになっていくわけでございます。

このような考え方でございますけれども、今お話し、新たな法律をつくるというようなことについてのお考えも、当然いろいろと自由民主党、

公明党さんで検討されて提出をされているということでございます。

いずれにしても、この既往債務をどうするかという問題は非常に重要な問題であるという、このことについては共有しているわけでございますので、今後、農林漁業者を初めとするところの被災者の人たちが使いやすく、事業の再建やあるいは復興を支援するものというようにに向けて今後取り組んでいかなければならないことではないかと思つております。

〔津島委員長代理退席、委員長着席〕

○小里委員 政府・与党案におきましては、申し上げましたとおり、経済産業省所管の法のもとで、本来、中小企業を対象とした制度をもとにして今回の制度設計をしておられるわけでありまして、そこに農業者、漁業者を救済していくというのは、やはり制度的にかなり無理があると思うんですね。

実際、民主党の担当者の方と、農業新聞の紙上で、紙上対談のような形で記事が掲載をいただきました。その中で、やはり民主党の担当者の方は、「野党が求める全農業者の借金買い取りは現実的に難しい」「個人事業の農業者は事業資金と生活資金の線引きが困難なためだ」と。そういったことも以前から述べておられまして、そこがなかなか制度上は難しいということを物語っているんですね。かなり譲歩はしてこられております。農業者、漁業者も対象にしていこうということでございますが、なかなか現行法のもとではそこが厳しかろうと思ひます。

もう一つ申し上げますと、新たな法律をつくるということとは、しっかりと地域の産業の輪というものも救済していく上ではまず不可欠であると思ひます。加えて、大変な巨額の公的なお金を使っていくことになると思ひます。そこに罰則、刑事罰というものをつけるためには、これはやはり法律が必要になつてくるんですね、罪刑法定主義でありますから。

加えてまた、法律がないと、政府保証をつけて

民間から借りた資金を財源とすることができないわけでありまして、今回の巨額の必要とされる資金のことを考えますと、無理やり一般会計から引き出してくるというようなことは、なかなかそこも難しかろうと思ひます。ぜひ、そこは担当大臣のお立場で、しっかりと取りまとめをお願いしたいなと思ひます。

やはり何と云つても、東北は農林水産業が基幹であります。農業者、漁業者が生産をしたものを、これを加工して、あるいは冷蔵して、貯蔵して、流通させて、さらに小売店を通じて、あるいは一般のサービス業を通じて消費者に渡っていくわけがあります。このいわゆる地域の産業の輪というものがある。民主党流に言えば、六次産業化というような話にも通ずるわけでありまして、

地域産業の輪の中の一部だけを支援して、それでは東北の再生はおぼつかないわけでありまして、ぜひ、この産業の輪を支援していくという観点から、しっかりと農業者、漁業者が制度の中で位置づけられますように、自民党案をそのままとは申し上げませんが、法律案、新規の法律、新規の機構を中心にして、しっかりと目的が達成されるものとなりますように、どうかその辺のバックアップをよろしくお願いしたいと思ひます。もう一回、見解をお伺ひします。

○鹿野国務大臣 今、被災に遭われた方々に対する思いというもので今後取り組んでいかなくやならないという御指摘ございました。

その趣旨というふうなものを私も踏まえさせていただきますながら、そういう中で、使い勝手のいい形というものはどういふものであるかということも踏まえて今後詰めてまいりたいと思つておるところでございます。

○小里委員 ぜひ、本来の目的を踏まえて、しっかりとその達成に向けてよろしく願ひしたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。  
例の、福島県南相馬市、農家が出荷した十一頭の肉用牛から国の基準を超える放射性セシウムが

検出をされました。しかも、出荷時には発見がでず、食肉処理場のサンプル調査でこれが判明をしたわけでありまして。

まず、畜産農家の段階で、屋外にあった飼料を家畜に与えてしまったということが大きな要因であるようであります。この原発の周辺地域というのは、御案内のとおり、流通が長期間にわたつて途絶えたものですから、なかなかえさにも事欠く状況でありました。そこで、やむを得ず外にあったえさを給餌してしまった、そういう事情もあるようであります。そして、県のチェックをすり抜けてしまったというところにまた大きな問題がございます。

全体を通じて、国としてどういう指導をなさつてきたのか、どこに大きな問題があったのか、その点、お伺ひしたいと思います。

○鹿野国務大臣 この三月、原子力発電事故の発生を受けて、農林水産省は、三月十九日でございますけれども、東北、関東の都県に対して、事故前に収穫され、屋内で保管されていた牧草等をえさとして給餌するなど、適正な家畜の飼養管理を行うよう、技術指導通知を出したところでございます。

これを受けて、福島県は、三月二十二日に関係団体等とその旨を通知するとともに、三月二十五日には、農業技術情報として、ホームページ等によりまして周知をいたしておるというようなことでございます。

さらに、農林水産省では、四月の十八日に、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に伴いまして、これらの区域からの家畜の移動に当たっては、スクリーニングを行うとともに、適正な飼養管理が行われていたかをチェックリストで確認するよう、福島県に通知を出したところでございます。

このような中で、今回、この南相馬市の事例が生じたことを踏まえまして、今後、計画的避難区域で飼養されている家畜につきましては、適正な飼養管理の徹底、あるいはまた家畜保健衛生所に



よるところの詳細な飼養管理状況の聞き取り点検を行うという趣旨とした通知を、七月の九日、改めて福島県等にいたしたところでございます。

今後とも県と協力し合いながら、引き続き、生産者の方々に適正な飼養管理の重要性というものを理解していただくように周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

○小里委員 指導をしっかりと、チェック体制を強化するということはもちろん大事なことであります。同時に、今回のことに至った根本原因というものをしっかりと説明して、そこに手を差し伸べていただくこともまた大事であろうと思えます。

すなわち、えさがないからやむを得ず使ったというところをよく見ていただいて、飼料の調達で実際どうなのか、よく考えて政府としても対応いただきたいし、そしてまた、市況への影響が心配であります。風評被害にもまた通じていくことを懸念するわけでありまして、そのような観点からもしっかりと国として対応を図っていく必要があると思えますが、改めて見解をお伺いします。

○鹿野国務大臣 重要な問題を指摘いただきました。

今のお話のとおり、私もといたしましては、いろいろ飼養管理につきまして周知徹底するようにということで努めてきたところでございませうけれども、結果といたしまして、こういう中で牛肉から暫定の規制値を上回る放射性セシウムが検出された、そして一部が流通したということにつきましては、指導や確認というものが徹底された面があったのかどうかというのをもう一度振り返ってみる必要がある、こういう反省の上に立つ必要があるのではないかと。甘かった面があるのではないかと、こういうような認識に立つことが大事なことではないかと思っております。

そういう意味で、この点を踏まえまして、今後、福島県とも連携をとりながら、まさしく食の安全と消費者の信頼というふうなものを確保され

るように、これからもできるだけの努力をしてまいりたい、こういうふうな思っております。

○小里委員 もちろん、畜産農家におきましてルールを逸脱してしまつた、このことは当然責められるべき話であります。同時に、畜産農家に限りませんが、現地の人たちが大変な極限状態の中に置かれていた。その中で、こういった問題を初め、いろいろな問題がまた発生をし得るんだらうと思えます。そういった被災地の状況、環境というものを思いをいたしていただいて、そこはまた、規制だけじゃなくて、指導だけじゃなくて、チェックだけじゃなくて、支援の観点からもしっかり、飼料の調達を初め、多岐にわたりますので対応をお願いしたいと思えますし、それとまた今後の風評被害につきましてもしっかりと対応を図っていただきたいとお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。

昨今の太陽光発電の推進に関連をいたしました、突然として、耕作放棄地に太陽光パネルを張りめぐらせてその推進を図つていくという構想が打ち出されております。ここに至つた経緯とその内容についてお伺いをいたします。

○鹿野国務大臣 原発事故以来、これからの我が国としてのエネルギー政策をどうするかというように、いよいよ化石燃料、そして原子力というふうなもの、二つの柱になっておつたわけでありませうけれども、これに加えて、節電というふうなことで、そして再生可能エネルギーというふうなものを、二つの柱に加えて四本の柱で今後取り組んでいかなきゃならない、こういう考え方で政府は新たな一つの考え方を示しているところでございます。

そういう中で、この再生可能エネルギーというふうなものを、どうやってそのシェアをふやしていくかというふうなことを考えたときに、まさしく休耕田の、あるいは耕作放棄地の利用というふうなもの、活用というものができないだろうか、こういうふうなことに至つておるところでございます。

私もといたしましては、まさしく今後の食料というふうなものの全体像を考えたときに、食料の自給率目標というものは、これは達成をしていく、こういうふうなことでございまして、そのためには、平成二十一年と同水準の農地面積四百六十一万ヘクタールの確保が必要だ、こういうふうな考え方に立っているわけでございます。

一方、この耕作放棄地の中には農業に利用できない土地もあるわけでございまして、そういう土地を太陽光の発電あるいは風力の発電というものに活用できないだろうか、こういうふうなことで、そのことがまさしく地域の新たな活力を生み出すことにもつながってくる。

こういうふうな考え方に立ちまして、今日、考え方を具体的な形に、どういうふうな形でつなげていったらいいかというふうなことでいろいろと検討いたしております。どこでございませうけれども、まさしく、耕作放棄地を太陽光発電等に活用する際は、当然のことながら、発電の効率性、安定性といった技術面、あるいはまた経済面というふうな観点も重要であるということは当然考えておかなきゃならないことだと思っております。

○小里委員 申し上げるまでもないことでありますが、食料安保の観点から耕作放棄地の解消、解消というのは、もちろんこれを食料供給の用に供していくという観点から、長年にわたりまして真摯な議論を重ね、また、その対応策を打ち出してきたわけでございます。ここに降つてわいたように太陽光発電への利用ということが唱えられているところでございます。まず、その食料安保の観点から、これをどうとらえていくのか、非常に、つじつまの合わない、難しいテーマであります。

今おっしゃったように、食料安保に影響のないように、農地に適さないようなところをこれに使うていくんだとか、そういう考え方になつていくんであると思いますが、しかしながら、本

来、耕作放棄地は山間部に存在をいたしました、なかなか本来の農作業でも苦勞をしている。その上に太陽光パネルとなりますと、谷合いに太陽光パネルを張りめぐらして、果たしてうまくいくんだらうかという話がある。

耕作放棄地の中でもさらに農地として適さないところとなりますと、さらに条件が悪くなつていくわけでありまして、では、どれだけ太陽光パネルとしてその効果を発揮していくのか、なかなか説明は難しいんだらうと思えます。できる範囲で説明をいただきたいと思えます。具体的数字を挙げてお願いします。

○鹿野国務大臣 基本的に農林水産省といたしましては、耕作放棄地と、それから、いわゆる地目としては農地でありながら、もうほとんど全く手のかからないような状況にあるというふうな土地も相当数あるわけでございませう。そういう中で、耕作放棄地の中でも農地に復旧できないような状況にある、そして今申し上げたような、もうほとんど名前だけが農地になつておるということで放置されておるというふうなことで、そういうところを活用してということで、約十七万ヘクタールくらいそういうところがいわゆる再生可能エネルギーに活用できるんじゃないか、こういうふうな考え方を今持っております。

そして、そのうち十一万くらいを太陽光に、そして六万ヘクタールのところをいわゆる風力に、というふうなことの考え方に今立っております。

あくまでも、今委員から御指摘のとおり、食料の自給率体制というものに支障のない形で取り組ませていただくというふうなことで、そして同時に、経済性なり、あるいは効率性というものが現実的にどうであるかというふうなことは、これからの技術的な面も含めて、取り組みの中で当然のことながら検討していかなきゃならない、こういうふうな思っております。

○小里委員 おっしゃいましたように、効率性という観点から、すなわち太陽光発電としてどれだ

けこれが用をなすのか、その観点においてはまだ未解明であるという今の御答弁であります。そこをしっかりとわきまえていかないと、本来の食料安保に対する国民の理解、なかなか農地の確保ということに対する国民の理解を大きく損ねていくわけでありまして、今後の食料安政策を進める上で、これが大変な障害となっていくおそれがあります。ぜひそこはわきまえていただきたいと思ひます。

本来、民主党のエネルギーに関する基本計画、去年の六月でしたか、打ち出されております。二〇三〇年には発電全体の電力量の七〇%を原発と再生エネルギーでやろう、原発で五〇、再生エネルギーで二〇ということであつたろうと思ひます。その中の再生エネルギーの部分だけを取り上げて、二〇二〇年代の早い時期にこれを達成しようとして大きく誇らうに菅総理が打ち出されましたが、要するに、基本計画の中の一部だけを前倒しするということを宣言されたにすぎない。その中身は全く明らかになつていないところでございます。

本来、民主党提案のCO<sub>2</sub>二五%削減目標の中で、大きな柱として、今回の再生エネルギー措置法、排出量取引、そして環境税というものがあつたはずであります。御案内のとおり、環境税は宙ぶらりんでありまして、排出量取引の話も、話が進んでおりません。

そこで、ただその一部だけを今回取り上げて出されたのが再生エネルギー措置法案でありまして、その全体構想をどうするのか。電源別に、火力発電、あるいは原発、水力、あるいは風力、バイオマス、それぞれに特性がありコストも違う、全般として原発よりかなり高くなるわけでありまして、そういった中でそのベストミックスをどうしていくのか、そういったことも全くもちろん明らかになつていない。全体をしっかりと議論しながら、全体構想として進めていく。

もちろん、将来的に大きな意味での脱原発を目指すということでは、ほとんどこれは考え方として

ては共有をしているんだろうと思ひます。その中で、いかに原発の安心、安全を確保しながら、いかなる形で、いかなる期間でこれをとらえていくのか、そういった全体構想というものが全く明らかになつていないわけでありまして、その中のごく一部のツールだけを取り出しているのが再生可能エネルギー措置法案であり、そして耕作放棄地の利用の話であります。

特に、この耕作放棄地の話にしましては、恐らくソフトバンクの孫さんが言い出して、総理が指示をして、それにやむを得ず農水省において一応の絵らしいものをかいておられる、それが正直なところであろうと思つてございます。そういった菅総理の場当たり的な指示、考えに惑わされることのないように、しっかりと食料安政策の本筋というものを保持しながら対応していただきたいと思ひます。

もう一回、大臣の見解をお伺ひいたします。

○鹿野國務大臣 私個人的な考え方でございますけれども、基本的に、この二十年間の間に、やはり地域の活力というふうなものの軸はまさしく第一次産業でございます。そういう中で、農産物を生産する、水産物を生産する、林産物を生産するというふうなことで、やはり、小水力発電なり、あるいはバイオマスを活用したところの発電なりというふうな、エネルギー等も一体的な形で、分散型エネルギーの仕組みをつくり上げていく中で取り組んでこなければならなかつたということもあるのではないかと。

そういうような認識に立つて、私ももとしまして、この原発事故を受けて今後総合的なエネルギーをどうするかということ、これはもう与野党ともに、民主党だけ、政権だけではなしに、国民全体として考えていかなきゃならない取り組みでございます。そういう中で、まさしく先ほど申し上げた四本柱の一つである再生可能のエネルギーというものをどう組み立てていくか。

そういう中で、可能性としてはこういうことで、そして実質的に効率性なり技術的な面をどう

うしていくかというふうなことは、当然のことながら、そういう中で取り組んでいく。そして一つの方向性というものを見出していく必要があるのではないかと。

そういう意味では、今、小里委員からのいろいろな御指摘というふうなものは、当然、私もも意識をしながら取り組んでいかなきゃならないことだと思つております。

○小里委員 おつしやいましたように、現在の耕作放棄地における太陽光パネルの構想、これは、まず食料安政策との関連、そして経済効率性、発電効率性という観点からまた未解明であるという御答弁でございました。そこをしっかりとわきまえながら今後対応を図つていきたいという大臣の答弁であつたと理解をいたします。

ぜひ、国の方向性というものを間違ふことのないように、こは、担当大臣としての本来の責務を踏まえて、対応方をよろしく願ひしたいと思ひます。

時間もございませんが、最後に一言。

地元で意見交換会をいたしましたときに、飼料米に関連しまして、また、しょうちゅう用のこうじ米も同様であります。いろいろな懸念をする声が出ておりました。

まず、長年にわたりまして、ブロックローテーションによりまして集団的な転作を行つてまいりました。その結果、約三割、四割の水田におきまして水の必要がなくなつていふんですね、用水の必要がなくなつていふ。そこに飼料米なりしょうちゅう用のこうじ米をつくつていふこととなりますと、用水をどうしようかという話になつてまいります。

その点と、ちよつと時間がないのでもう一つ重ねてですが、農業の問題なんです。

飼料米については、基本的には主食用米に準ずる扱いであります。ただ、その給与の方法によりまして、玄米化して給与する場合は、主食用米に準ずる扱いであります。しかしながら、もみで給与する場合は、これは出穂期以降の農業散布を認

めておりません。したがつて、ウンカが大量発生などしますと、大変な被害をこうむることになります。また、農業を散布しなくても、周囲の主食用の品種への散布によりまして、またこれが、例えばドリフトして残留して、影響を受けるわけがあります。

こういったことから、農業の基準の見直し、そしてまた、さらに集団的な取り組みを進めていく必要があるんじゃないか、そんな感を持つたわけでありまして、大臣の答弁をお願いいたします。

○篠原副大臣 済みません、お答えする前に、先ほど網屋委員に対する答弁のところで漁協と言つておりましたけれども、漁協の店舗でございまして、店舗が被害を受けているということで、訂正させていただきます。

ただいまの御質問でございますけれども、農業者戸別所得補償の本格実施に当たりまして、新規需要米、飼料米等をやつて、用水が不足しているんじゃないかと。これは当然予想されたところでございます。

ですから、そういった用水不足等の生産基盤の支障を取り除くために、今年度限りということにしておりますけれども、来年はちよつとわからないわけですが、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業、二百二十億円をつけまして実施しているところでございます。

今、小里委員御指摘のとおり、三、四割はもう水が不足してきているということでありまして。片一方は、今、不足の方だけをおつしやいましたけれども、麦や大豆を本格的に生産していくというような場合は排水不良という問題もありますし、両方の面からやはり基盤整備をきちつと見直していく必要が私はあるんじゃないかと思ひます。

水不足につきましては我々承知しておりますので、用水のローテーション的な利用とか、あるいは反復利用とか作付期間の調整、ちよつとずらすとかいうようなこと、そういった情報提供を行つてきているところでございます。

いすれにしても、営農上支障を来すという



ことは大問題でございますので、現場の声を聞いて適切に対応してまいりたいと思っております。それから、農業の問題でございます。

この問題も、我々承知しております。今、玄米化した場合は主食用だけれども、もみ米の場合は、出穂期以降、そのまま食べさせるので、一切散布をしてはいけないというルール、そこは承知しておりますけれども、そういった事態が生じておりますので、もみ米についても農業がどんなものがあるかということを今調査しているところでございまして、その調査した結果、適当な農業がありましたら、それを使用するというような形で解決をしてみたいと思っております。

○小里委員 飼料米、しょうちゅうのこうじ米に限った話でありましたから、そこで出た問題として用水の問題をまず取り上げたわけでありますが、これが、おっしゃったような対策もほとんど現場には届いておりません。農業の問題がござい

ます。また、従来からある、どこで加工してどこが引き取ってくれるんだ、そういう根本的な問題が全く解決されておられません。飼料米をつくりたい、しょうちゅう用のこうじ米をつくりたいけれども、なかなか課題が多いね、障害が多いねというのが現場の実態でありますから、ぜひ飼料米制度を、これは自民党政権時代に一生懸命つくった制度でありますから、新規需要米の制度、加工米の制度を含めて、ぜひこれが軌道に乗るように、しっかりと対応方、お願いを申し上げまして、質問を閉じます。

ありがとうございます。

○山田委員長 次に、今村雅弘君。

○今村委員 大変暑くなりました。ことしは、冬寒い、そしてまた梅雨が来るのも早かったし、大変暑い夏になったわけでございます。被災地の方も、震災当時は雪が降って大変だった、そして今、大変な暑さの中で頑張っておられますが、ぜひ農水関係の方も、大臣、しっかりと気合いを入れて、一日も早い復旧、復興ができるように、よろ

しくお願いいたします。

それから気象の関係でございますが、今言いましたように、ことしは結構寒さが続いて、私のところも麦の生育等が大変遅くなりました。そして雨が降るのが早かったものだから、非常に、麦の刈り入れのタイミングを逸したところもありまして、せっかく米から麦、大豆という政策を進めていく中で、今回はひどい目に遭ったなという話があるわけですが、これにはもうめげずに、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

ぜひ、冒頭からお願いで恐縮ですが、共済の特例について、ひとつ弾力的に対応できるように、これはお願いしたいと思っております。

では、早速でございますが、きょうはこの法案の関係の質問でございますが、この法案は、本来的には、今言った震災復興等々を含めた中で、ある意味ではリーズナブルな法案だというふうには私は思っております。若干技術的なこと等々、質問の点はございますが、後半の方に回していきいたいと思っております。

その前に、一つは、今のこの菅内閣の政治姿勢の問題といえますか、そういう観点。それから、それに関連して、諫早干拓の開門の今後の進め方と、先般来、米の先物の試験上場という話がございまして、こういったことについて、これは一連の、やはり今の政治に対するあるいは政府に対する信頼感の問題だということでございますので、これについて大臣の所見等々をお伺いしたいと思っております。

まず、今、菅内閣の支持率がもう大幅に下がっているわけですね。これについてはいろいろな原因があるわけございまして、幾つか挙げますと、やはりリーダーシップの問題。特にこの復旧、復興について、本当に、声高に叫ぶだけじゃなくて、実際、現場がちゃんと大車輪でもって機能しているのか、どうもその辺がそこを来しているんじゃないかなという気がします。そしてまた、そのほかの原因としても、何か、

菅総理がきのうも脱原発ということで言われているわけでございますが、既にやめるということを出した方が長期にわたるそういったことを出して、一体何の意味があるんだろうという素朴な疑問、これはだれもが思っているわけでございます。

それに限らず、何かあると、非常に人気取りといえますが、パフォーマンスといえますか、ポピュリズムといえますか、そういったところにすぐ飛びついていくといえますか、そういったことで、今の政治不信といえますか、政権に対する支持率が低下しているんじゃないかなというふうには思っておりますが、大臣は一体今の菅内閣の状況についてどういふふうに思っているのか。ここはひとつ遠慮なく所見を述べていただいて、やはり農水大臣は違うなということをやびアビールしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○鹿野国務大臣 今、今村先生からの御指摘でございますけれども、私自身は菅内閣の一員として、今日のこの国民の世論調査等々も含めての数値というふうなものを見きわめたときに、私も責任を当然共有しなければならぬと思っております。

そして同時に、いろいろな御批判というふうなものは当然のことながら真つ正面から受けとめていかなければならない、決して避けるような姿勢ということであつてはならないと思っております。そして、そういう御批判というふうなものを私どもが一つの糧にして国民の人たちの信頼を少しでも得ることができるようしていく、これが内閣の一員としての果たすべき基本的な姿勢ではないかと思っております。

そういう中で、冒頭に申された、今回の大震災によって被災を受けた地域の方々、その復旧、復興に対しては、被災者の方々の気持ちというふうなものまでできるだけ受けとめる、そういうことがまさしく一番先に求められることではないか。そういう考え方に立つて、これからは現場の声というものを私どもは大事にさせていただきながら、

農林水産業の復旧、復興に向けて取り組ませていただきたい、こういう考え方に立っているところでございます。

○今村委員 批判を受けとめて、それを糧にしていふふうには言われましたけれども、どうも今の菅内閣というのは、全く、受けとめるどころか、ひらひらひらひら風のように、まさにどこ吹く風じゃありませんが、そんな感じがあるんですね。私たちの地元には玄海原発というのがありますが、これも、先般、海江田大臣がお見えになつて、地元でもいろいろな意見がある中で、何とかしようじゃないかということを出した。そうしたら、もうその次の日には、ちよつと待て、ストレテストだというふうなことですから、やはりこれは、はじめに本心に国のことを考えて、いろいろな批判を押し切つてもやることがやるんだ、こういった政治というものができなくなりましたから、そこは大臣、やはり菅内閣の重鎮だと思

いますから、しっかりとそこは意見を言うところは言う、そして行動するところは行動するということとで頑張つていただきたいというふうに思っています。

その関連で、諫早干拓の開門の問題でございます。

これについては大臣も大変な苦渋をされて、また、ひどい目に遭つたと言つたら失礼でございますが、大変だと思っております。

現実問題としては、昨年の十二月に高裁判決が出て、それを受けて、農水省としては、やはりいろいろこれについてはまだ問題があるから上告をして、そしてその間にいろいろ和解の道も探ろうじゃないかという動きもあったと私は思っておりますが、間髪を入れずに、そこはもう上告断念だということ、ほんとやられた。そうすると、その判決の既判力が及ぶわけですから、具体的な方向を当事者同士で話していこうという動きが逆になかなかできなくなつてしまふということも起きたわけでございます。ですから、いろいろ環境アセスの問題等々やつ

てこられたことはわかつておりますが、とにかく、今後これはどうされるんですか。もう二十五年の十二月には開門をしるという判決の内容ですね。これに向けていろいろ工事をやったりなんかすると、そう残された時間はないと思うんですよ。ちよつと今後のこの辺の進め方に、まず御意見を伺いますか、方針を伺いたいと思います。

○鹿野国務大臣 国といたしましては、この諫早の問題につきまして、昨年の十二月、お話のとおり、福岡の高裁判決というふうなものが確定いたしました。そして、平成二十五年の十二月までに諫早湾の干拓潮受け堤防排水門を開門する義務を負つておる、こういうふうなことでございます。

そういう意味で、開門の実現に向けて、今後とも、当然のことながら、話し合いを続けながら進めていかなきゃならない、こういうことでございますけれども、どうやって今後進めていくんだというところでございますが、先月の十日、環境アセスの素案というふうなものを公表いたしました。佐賀県からもいろいろと御意見もいただいているところでございます。

そして、これからの開門の方法なり時期なり、あるいは期間というふうなものにつきましては、佐賀県の皆様方だけではなしに、各方面の方々、関係者の方々からも当然御意見を伺うというところでございますけれども、長崎県側からも御意見を伺うというふうなことになるわけでございます。時期的には少しおくれれているところでございます。話し合いというものをやって、これからどうするかというふうなことも当然のことながら考えていかなきゃならないところでございます。

こういうことを考えたときに、私もといたしましては、まさしく冒頭に申し上げますとおり、二十五年の十二月までに開門をするというふうないわゆる義務を負つておるといふこと、この実現に向けては、長崎関係者の方々を初めとするところの御理解をいただくべく、懸命に誠意を

持つて取り組んでいかなきゃならない、このように考えておるところでございます。

○今村委員 大臣の気持ちはよくわかりますけれども、菅総理は、この諫早干拓の開門の話はもうお忘れになっているんじゃないですか、ひよつとして。もう全然話も聞きませんし、そして、大臣、菅総理に、この問題は今長崎県との間でこういうことになっているけれどもどうしましようかというふうな相談なり、あるいは総理からの指示なりはあるんですか。何か、全く、いつの話だったかみたいな感じで総理はいられるような感じがしますけれども、その辺はいかがですか。

○鹿野国務大臣 当然、菅内閣でございますから、そういう中でこの諫早湾の問題をどう具体的な形で進めていくかということについては、私自身も総理の判断、考え方というふうなものをお聞きしながらということでございます。それを受けて、六月の十九日にも長崎県に参りまして、いろいろ意見交換もさせていただいているところでございます。

そういう意味では、まさしく菅内閣としての取り組みというふうなことを、当然これは大事なことでございますが、実質的に具体的な形でこれらの営農、あるいは漁業者の方々、あるいは防災上どうするかというふうなことは農林水産省という所管になっておるわけでありまして、私自身がまさしく地域の方々との連携というものをとらせていただいて、そしてこの推進に向けて取り組まなきゃならない、こういうふうな考え方に立っておりますところでございます。

○今村委員 総理はやめるという意思表示をされたかもしれませんが、しかし、総理の時代に総理の決断で決めたことですから、やはりこれはきちつとしてもらわなきゃいけません。

そして、総理は、玄海原発もそうですけれども、地元の首長と会うとか、そういうことが全然ないんですね。ですから、この諫早の問題でも、長崎県の首脳部と、行って、何とかこうしたいというふうなことは全然されないわけですよ

ね。この辺、ぜひ大臣からも、これは総理の責任なんですから、ひとつやってください、そういう場面をつくってくださいということも言っていたきたいと思ひます。よろしいですか。

○鹿野国務大臣 まず、菅内閣におきまして、今回のこの問題については、農林水産省が所管ということでございますので、私自身がまずその責務を負つて取り組ませていただきたい、そういうふうに考えておるところでございます。

○今村委員 大臣の苦しい表情を見ましたから、もうこれでこの話はやめます。

次に、米の先物取引の試験上場ということでございまして、これについては、経緯は省略いたしますが、とにかく、私たち自民党も、それから与党・民主党内でも随分異論があり、我々もこれは見直すべきだ、やるべきじゃないということを強く申し入れをしたところでございますし、それからいろいろ関係の団体、全中々々含めて、これはもう絶対反対だ、もう協力しないということまで言っているわけですね。

これを、今こうやっていろいろな意見があるのに、どうして強行実施するのか。そしてまた、もうちよつと丁寧な議論をしながら合意形成をして、やるのならみんなの協力を得て、理解を得てやった方がよかつたと思いますが、どうしてこういうことになったのか、ちよつと教えてください。

○鹿野国務大臣 今回のお米の試験上場ということにつきましては、今村先生からも直接私も御意見を伺わせていただきました。そして、農林水産省にお越しをいただきました意見交換もさせていただいたということもあつたわけでございます。そしてまた、自由民主党さんからは、二度にわたりました、いろいろと御意見をお聞かせもいただきました、意見を交わさせていただいたというふうなことでもございました。そして、食糧部会なりあるいはお米の有識者懇談会なりというふうなものを通じていろいろと御意見等も伺つたところで

ございます。

そういう中で、私自身といたしましては、今回のこの認可をどうするかということにつきましては、この基準そのものが、十分な取引量が見込まれない、あるいはまた生産、流通に著しい支障を及ぼすというようなことをこの時点で立証することはなかなか困難だ、このようなことから、今回試験上場というふうなことで認可をさせていただいた、こういうことでございます。

○今村委員 私たちがこの間申し入れに行つたときも、いろいろな議論もありましたが、最後は、今言われたように、これはあくまで試験上場だ。ですから、大したことないよというようにしか見えないんですよ。だけれども、現実問題、試験上場であれ何であれ、これは学校の理科室でフラスコの中で実験するような話と違います。現実に一兆八千億円近い米の大きな市場があつて、そこに影響を与えようと思ふんですよ。

だから、今、試験上場だから大したことないよと言われる中で、仮にやつたとして、では試験上場のときには、例えば、この業界の人たちも、いろいろやるとうまくいかないから、できるだけおとなしくしていようぜ、いい子になつて二年間じつとして過さず、特に問題ないから、ではこれで本格上場だというふうなことになつても困るわけであつて、これが本当に米の価格形成とかそういったものに影響を与えないのかどうか、そこは本当にどう思つておられるんですか。

○鹿野国務大臣 意見交換をさせていただきましたときも申させていただきましたが、この問題につきましては、平成十五年に、食糧法の改正によりまして、いわゆる流通規制というものが解かれたわけでございます。

そういう中で、米に關しての先物の上場というものをどうするかというふうなこと、これにつきましては、私もといたしましては、先ほど申し上げたような考え方から、流通あるいは生産に著しい支障を及ぼす、あるいはまた十分な取引量が見込まれないというふうなことをこの時点におきまして立

証することはなかなか難しいというふうなことの判断に立たせていただいたわけでございます。

今後、この二年間の間にこういうような状況が生まれるということでありますならば、当然それに対して対処していかなきやならない、そういう意味で、しっかりとこの検証をしていかなきやならない、こういうふうな思っておるところでございます。

○今村委員 先ほども言われましたし、今もいろいろな意見を聞かれたと言いましたけれども、例えば、先ほど言われた有識者会議の中に、いわゆる全中なりなんなり全農なり主たる出荷団体、そういうものは入っているんですか。あるいは、そういった方の意見はちゃんと聞かれたんですか。それなしでの有識者会議ということであつたら私は非常に問題があると思いますが、その中でどういうことになっているのか、ちょっと教えてください。

○鹿野国務大臣 経緯だけ申し上げますと、四月の二十八日にお米の取引有識者懇談会で説明をさせていただきました。五月の十二日には全中から筒井、篠原両副大臣に対していわゆる反対の要請がありまして、ここでも意見交換がなされております。それから、五月の二十七日に食糧部会で議論がなされました。六月の三日に米取引有識者懇談会で議論がなされました。六月九日、私に対して全中が反対の要請をされまして、ここで意見交換がなされました。それから、六月十七日に北陸四県中央会が筒井副大臣に対して要請、そして宮城県中央会が篠原副大臣に対して要請、こういうようなことでございます。さらに、六月の二十四日におきましては全中が筒井副大臣に対して要請をされた、こういうことでございます。そして、六月三十日に食糧部会でも議論がなされた。

経緯だけはこのようにございまして、いろいろな形で関係の方々と意見交換がなされたということだけは申させていたきたいと思います。

○今村委員 ですから、今、そういうことをやられたことはわかっているんですが、一番肝心かな

めの、最大の出荷団体なんなりが反対と言っている。その中でこういうことをやって、仮に出荷団体が協力しないということになると、この価格形成というのがある意味では完全に二重価格になってしまいますね。一物一価ではなくて、一物二価みたいな話になってくる。

これでもって、果たしてこの上場、仮に試験云々であっても、ちゃんとした機能を果たせるということになるんですか。先ほど来も言っているように、これは試験上場だから余り関係ないよということならそれでいいんですが、しかし、関係ないということだつたら、そもそも論として、こういう試験上場することに意味がないんじゃないかというふうな思うんですけれども、そこはどうですか。

○鹿野国務大臣 今日、価格形成の場、大阪、東京におけるこの場の場もなくなった中におきまして、いわゆるお米に対する上場というふうなものについて何とか実現をしてほしい、こういうようなことの要請もあることは御承知のとおりであります。

そういう中で、私どもといたしましては、何遍も申し上げますけれども、一つの認可基準において判断をさせていただいたということでございまして、これから、この二年間の中におきまして、どういうような形になっていくか、どういう影響があるのかというふうなことをきちっと検証していく中におきまして、必要とありますならば当然そのことに対して措置を講じていかなきやならない、こういうふうな考えておるところでございます。

○今村委員 せっかく戸別所得補償の仕組みを米等についてつくられて、それは一定の評価を私としてはおります。だからといって、先物でもって価格が下がって、それでもって農家が大損害を受けるということとは、状況は以前出したときは私は違ってきていると思うんです。以前出してこれ、認めなかったんですが。

しかし、やはり今後、基本的に米というものは

潜在的な供給過剰能力を有しているわけですから、この先物相場というものの、おおよそ相場と言つてもいいんじゃないでしょうか、需要と供給が非常にタイトな関係にあるときに、ある意味では成り立つものであつて、これを供給能力が潜在的に大きいものがある中でこういうことをやられると、長い目で見るとやはり価格はどんどん下がる、下がついていくんじゃないかという気がするんです。ですから、そうなつてくると、特に所得補償の変動部分の金が大変膨らむ。

ことしだつてそうだったでしょう。赤松農林水産大臣がそんなことはないよと言つたつて、現実問題、米はどんどん下がつちやつて、大きく膨らんだじゃないですか。幸か不幸か、この生産調整に参加しなかつた人が百三十二万ヘクタールで読んでいたところを、百二万ヘクタール。三十万ヘクタール参加しなかつたから固定部分の支払いが少なくて済んで、その分を変動部分に回してしのだという状況でしょう。

ですから、こういうことで、単に市場の、商品取引所のことはかり考えないで、やはり日本の農家、農業、そして米の生産体系にかかわることに大きな問題があるという認識をもうちょっと持つてもらわないと、これはあれですよ。私は、農水省の役人に、担当のあれに、先物が米の生産、流通云々あるいは作付の計画にどういうふうに影響を与えるんだ、君たちは、そういうことに重大な影響があるから、もっと物を言えはいじやないかとと言うと、いや、これは担当が違いますと云つて逃げちゃうんです。ですから、そういう重大な問題を含んでいるということにもうちょっと認識をしつかりしていただきたいと思ひます。

ちよつと時間があるなので先に進みますが、これと、もう一つももうちよつとしておきますけれども、これに参加する人は、先ほど言つたように、米の供給能力が潜在的に過剰であると言ひましたけれども、大規模農家もある意味では取引に参加できるわけですね。そうなつてくると、相場を形成するときに、これはどういうことになつて

いるんですか。非常に、インサイダー取引とまではいきませんが、若干そういう要素も出てくるんじゃないかなという感じもしております。

試験上場ですから、そういう悪いことはしないでしょうが、そういった市場の問題といふいろいろな生産計画の問題、そして特に、もう一つこれは、例えば十月なら十月で約定していても、途中で決済もできるわけですね。そうなつてくると、最初、四月の段階なり五月の段階では、これだけの、例えば一俵一万六千円なら六千円で作ると言つていたのが、途中でもつてやめた、下がりそうだから、それはもう売り買いはやめるよと差金を決済して済んでしまうと、がたんと下がる。そうすると、田植えをされるときには高そうだからつくるといふことでやつたのが、途中でもつて吹っ飛んじやうと、では、つくつた方はどうしてくれるんだという話にもなつてきます。

こういう問題があるのは、大臣は認識しておりますが、これについて、ちよつと簡単にいいですが、お考えを伺いたいと思ひます。

○鹿野国務大臣 今、今村先生から言われたようなことは、これは一つの想定としていろいろなことが出てくる可能性はあると思ひます。しかし、七十年ぶりに試験上場ということでございまして、ほとんど今健在の方々は、どうなるかわからない。ましてや、マーケットのことでございますから。そういう意味で、まさしくこの二年間においていろいろな問題が出たときには、私どもとしては、それに対してきちつと措置を講じていくということでございます。

○今村委員 とにかく、七十二年前と言われましたよね。七十二年前も、大阪での米相場ができたときも、米が非常に足りない時代なんですよ。びちびちでしょう。そういうときにはやはりこの相場が成り立つたということで、現在の米が潜在的な過剰である状況では、米については非常になじまない仕組みだということ最後に私は指摘しておきます。

次に、本題に入りますが、今回のこの機能強

化、それから再編強化の法案でございます。

これについては、冒頭言いましたように、基本的には私もこれは賛成でございますが、ただ、やはりいろいろ見ていると、いろいろわからないところが多いな。というのは、被害の規模が今一兆何百億ですか、あつたと思いますが、一兆七千億だつたですかね。その辺が当初の見込みと今またいろいろ変わってきていると思います。そして、いろいろ貸し出しをしている農家とか漁家の皆さん方の状況が果たしてどういふことなのかというのを含めて、これは一体どのくらい用意をしておけばいいの、そういう観点はまだよくわからないですね。

これについては、とりあえずこの法案でそういった仕掛けだけといいますか、仕組みだけをつくって、そして、具体的な資本注入額なりなんなりはその辺を待つてやるといふことだと思ひますが、そういうことでよろしいんですか。

○田名部大臣政務官 現在、被災三県におけます農協、漁協の貸出金でありますけれども、農協で七千五百億円、そして漁協で二百億円でありまして。ただ、この中には、内陸部であるとか、直接的に津波や震災の被害を受けていないような例えば住宅ローン、こういったものも含まれておりますので、これから精査が進められていくことになると思います。精査が進められた上で、信用事業の強化計画の作成等を行うこととしていふところでございます。

○今村委員 建前としてはそういうことなんですよけれども、現実問題、本当に幾ら必要なのかといふことの精査も必要だし、それから、今、信用事業強化計画の作成と言われましたけれども、これをやるのは、実際は作業としては農協、漁協の職員ですね。この人たちに、今のこういう状況の中で果たしてそういうことができるんですか、実務的に。その辺はどうお考えですか。

○田名部大臣政務官 先生から御指摘いただいた点でございますけれども、被災地の農協、漁協といふのは今大変困難な状況にあると思ひておりま

す。そのことを踏まえれば、やはり現場で支障が生じないようにしっかりとサポートをしていく必要があると思ひておりますので、復旧を図るのと同時に、適切な金融機能を発揮するために、指導機関である農林中央金庫が積極的に指導する、そして農協また漁協系統が一体となつて協力をしていく、その対応を今しているところでございまして、農林水産省といたしましても、先ほど申し上げましたように、現場に支障が出ないようにしっかりと対応してまいりたいと思ひております。

○今村委員 関連してお聞きしますけれども、農協、漁協は、農業者、漁業者だけじゃなくて、一般の商工業の人に融資しているケースもありますね。その場合に、今言つたいろいろな債務の認定なりなんなり融資計画等々をつくる中でも、農業、漁業だけでも大変なだけども、商工業に對してその辺の対応というのは非常に難しいんじゃないかと思ひます。農業、漁業だつたら、田畑の修復にこれだけかかる、機械の購入にこれだけかかる、ある意味では非常にわかりやすいと思ひますが、商工業になつてくると、いろいろな販売先からお店の復興あるいは機械の導入等々で、いわゆる農協、漁協の人たちではそれを算定するといふことは難しいと思ひます。この辺の商工業者に対する対応というのは今後どうされるんですか。

○田名部大臣政務官 先生の御指摘のとおり大変難しい点もあると思ひますけれども、今、政府・与党が検討しております債権買い取りのための新しい機構の中で、金融機関が保有する農林漁業者また商工業者を含む事業者向けの債権の買い取りといふものも対象にしておりますので、この金融機関といふものには農協、漁協といふものも含まれてくるということになります。

ただ、今後、具体的な仕組みについてはこれから検討をされることとなつておりますので、被災事業者がどれだけ使いやすい形にできるかといふことが非常に大事だと思ひておりますので、事業の再建また復興を支援できるように、そういう仕

組みにする必要があるというふうに考えています。

○今村委員 ちよつと提案になるかもしれませんが、金融機能強化法を改正しましたね。この際、農協、漁協のそういった商工業関係の皆さんの融資の関係は、むしろそつちに振りかえをして、そつちで一本化してやつてもらふ。というのは、商工業の人いろいろな信用金庫とかなるとか、銀行からも金を借りていられるわけですから、両方に、農協なり漁協もまたがつていられる分をそちらに一本化してやつてもらつた方がいいんじゃないかと思ひますけれども、そういう考えはありませんか。ちよつとこれは通告してはなかつたので申しわけないですけども、わからなければわからないでいいです。

○田名部大臣政務官 私の答弁でいいのかどうかわかりませんが、新しい機構を使つて、農協であるとか漁協であるとか、そういったところに、先ほど申し上げましたように使い勝手のいいとか、そういう支援ができるようなことを今後検討させていただく必要があるのではないかな、そんなふうに入つております。

○今村委員 大臣、これはちよつと頭の中に入れてはほしいんですが、今言つたように、実務面でも非常に難しい作業になります。現場は大変です。ましてやそれを、特に商工業の人まで面倒を見るというのは。

それが一つ、最終的に、仮にそういう商工業の方の融資の問題もこつちの方で対応するとした場合に、損失が出たときに、結局、このスキームは、いわゆる農協とか漁協が出したお金が最終的な原資になつていくわけですね。ですから、本来は、この系統系の金融といふのはやはりそういった方を対象にした金融機関ですから、その対象以外の、対象以外と言つたら失礼でございますが、そこからはちよつと距離のあるところの分までいわゆる農家、漁家が最終的にこれにかぶる、あるいはその分は最後は保険機構でやるのかもしれませんが、どうもちよつとそこところは違

うじゃないかなという感じがしております。ですから、答弁されるならされても結構ですが、もしそうでなかつたら、ぜひそういった問題もあるといふことをちよつと認識していただいたかと思ひますが、何かございますか。

○鹿野国務大臣 勉強させていただきます。

○今村委員 ありがとうございます。次に、いわゆる二重債務問題というのがあつた。この辺について、国の方でも、こういった農林漁業関係だけじゃなくて全般的にどういふかといふ話で今進んでいるわけですね。そうならつてきたときに、先ほど言つた、非常にいろいろな救済策が絡んでくる。そういったものと、やつたときに、非常に時間的に間に合わないんじゃないかといふか、あるいは時間がかなり過ぎるんじゃないかといふ気がしているわけですね。この辺について、当面、どの範囲まで救済するのかといふことですね。

そしてもう一つは、時間がないのであわせて言ひますが、損害、被害を受けたことについて、自己責任、自分で国をかぶつて対応するといふのと、もう一つは、国でもつていろいろな予算をつけて、そしてその復旧に金を出ししようといふことにもなつてくる。そうなつてくると、そこでも、いや、これについてはいづれ国から予算がつくからこの分は見なくてもいいよとか、そんなふうな話にもなつてくるわけであつて、とにかく、やたらめつたらいろいろな要素を入れると現実の融資の実務なりなんなりがおくれてしまうんじゃないかと思ひますが。

何とかその辺は、もう復旧の法案も通つたし、復興案も通つてきたし、何とかなるはずだからといふことで、ある程度大ざつぱな、大ざつぱと言つたら失礼ですけども、融資といふことを、つかみと言つても変ですが、そういった弾力的な融資の対応といふことは当然やるべきだと思ひますが、その辺はいかがですか。

○鹿野国務大臣 被災農漁業者のいろいろな債務問題につきましては、いわゆる既往債務の負担を

どう軽減するか、軽くするか、こういうふうなことで、補正予算におきましても盛り込ませていただきます。

また、経営再開についても支援をしていくというふうなことの施策を、措置を講じておるわけでありませうけれども、いわゆる今御指摘の二重ローンの問題等々について、おくれをとらないようにするにはというふうなことの話しもございましたけれども、まさしく通常の金融というふうなことに、対応だけではなしに、具体的な形で、どう土地を、共同利用としての施設としてやっていくか等々、あるいは、漁協の製氷施設の整備をどうするかとかというふうなことに、おいての助成とか、あるいはまた、雇用対策を初めとするところの生活支援などというふうなものを幅広くやっていく必要があるんじゃないか。こういうふうなことで、これから具体的な形で、二重ローン対策も含めて、しっかりと取り組みがなされるように今後詰めていかなければならないことだと思っております。

○今村委員 とにかく、拙速を旨とするという言葉もありませう。しかし、そうはいっても、最終的に、全くいいかげんな融資をしても、最後はそれをだれが負担するかという問題がありますから、その辺の兼ね合いがあるとは思いますが、とにかく現場第一で、ぜひ必要なお金が早く回るように、少なくとも農協系、農林漁業系統の皆さん方には、ほか以上にしっかりとその辺は面倒を見ていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、今回の改正のイメージで、いろいろな図でもつけてもらっているのがありますが、何となくわかりにくい面もございませう。そして、まだ決まっていらない、いろいろな金額その他、出資の額も決まっていらないようなこともあるとは思いますが、例えば出資、どのくらい金額。あるいは、最終的には、指定支援法人が優先出資した部分等々を今度はまた貯金保険機構が一部買い取りというふうなスキームにもなっているわけですが、金額は別にしても、少な

くともこの辺の割合は大体どうするんだというふうなことぐらいは決めておかなきゃいけないと思いますが、こういったことは、今後、工程的にはどういう感じで進めていかれるんでしょうか。

○田名部大臣政務官 委員からの最初の質問にありましたように、現段階ではどのくらいの資金が必要になるのかということは今精査をしているわけです。

ただ、これから資本注入を行った優先出資等について、例えば、将来仮に損失処理が必要となった場合を踏まえると、例えば貯金保険機構の責任準備金、これは三千億ありますし、また、JAバンク、JFバンク等の基金、合わせて一千四百億ございませうので、こういったことから、政府保証は必要なく、しっかりと対応していけるものと考えております。

さらに、今後のその仕組みでありますけれども、信用事業の強化であるとか、また経営改善にしっかりと取り組んでいただくこととなっているわけですけれども、被災農漁協等は、十年以内に、財務状況に応じて、主務大臣に対して、信用事業が改善した旨の認定であるとか、また信用事業再構築に伴い資本注入を受けた優先出資等の全部または一部を消滅させる認定のいずれかの申請をすることになっておりまして、これらの認定でありますけれども、信用事業の再構築に伴う認定を受けた際には、損失の処理に当たって、貯金保険機構の一般勘定の資金を充てることとしておりまして、こういった仕組みが、先ほど来申し上げておりますように、現場の皆さんにしっかりと理解をされて、そして使いやすいものとなるように、これからもしっかりと対応してまいりたい、そのように考えています。

○今村委員 政務官、ちょっと一言言っておきませうけれども、農水省のお役人もそうですけれども、三千億あるという話をされるんですよ。これは、早い話が、今回のこの法案の審議だって随分おくれたでしょう。まあ、このくらいあれば大丈夫

夫だろうというふうなことがあると思いますよ。しかし、そういうことでなくて、現場は大変なんだというんですから、きちっと仕組みは早くつくって、そしていろいろな具体的な方針もどんどん決めてやっていく、そういうメッセージを早く強く送ることがやはり大事だと思いますので、そういった気持ちでこれからの作業をピッチを上げてぜひやっていただこうようにお願いいたしますし、質問を終わります。

○山田委員長 次に、石田祝稔君。

○石田(祝)委員 公明党の石田祝稔です。久しぶりの委員会ということでございますので、また答弁の方もよろしくお願いいたします。

まず最初に、これは大臣にお伺いをしたいんですが、T P Pのことです。今回の法案と直接は関係ございせんが、昨年の九月に総理が唐突にT P Pのことをおっしゃって、それ以後いろいろな議論がございまして、そのときには、たしか、六月末に一定の検討の結論を出す、こういうことだったと思いますが、六月を過ぎまして、この間委員会が開かれるチャンスもありませんでしたので、改めてお伺いをいたしたいと思っております。

そして、私は、もう一点、総理からその話が全然出なくなっただけのこと、それともう一点は、たしか、内閣府で平野内閣府副大臣がこの担当をなさっていたと思えます。しかし、災害復興の担当になられて、今回は復興担当大臣にも任命された。ですから、実際、T P Pについては、私たちは、慎重であるべきだ、どちらかといえば反対の立場でありますけれども、それはそれとして、そういう議論が聞かなくなっているし、そのT P Pの担当で熱心に取り組んでいた副大臣が別のところの大臣になった、その後のT P Pのことを担当される副大臣というんでしょうか、そういう方がだれに決まったのかも寡聞にして聞いておりません。

このことについて何か、六月を過ぎてしまったんですけれども、最近御指示があったかどうか、そのことをまずお聞かせします。

○鹿野国務大臣 今お話しのとおり、T P Pにつきましましては、本年の一月の総理の施政方針演説におきまして、六月を目途に判断する、このようないことが示されたわけでございませうけれども、こういう状況の中で、大震災が発生いたしました。それを受けて、五月の十七日でございますけれども、政策推進指針というものを閣議決定いたしました。その中に、T P P協定交渉参加の判断時期については今後総合的に検討する、こういうふうなことにいたしましたところでございます。

そのような状況の中で、私どももいたしましては、T P Pに関する取り扱いというものにつきましては、まず被災地の農業、漁業の復旧、復興というものの状況を踏まえて、一刻も早く復旧に向けて、復興に向けて取り組んでいかなきゃならない、そういう中で今後総合的に検討していかなければならないことだと思っております。

○石田(祝)委員 さらにということでお伺いしたいんですが、ですから、延ばす、時期については六月末では必ずしもなくなった。五月にそういう決定があった。しかし、では一体どうするのかというお話は、具体的に、鹿野大臣に、例えば、時期は六月からずれるけれども、あえてください、こうしてください、そういう指示があったかどうかということをお聞きしております。

○鹿野国務大臣 重ねて申し上げますけれども、五月の十七日のいわゆる政策推進指針というものに基いて、T P Pの取り扱いについては今後判断していきましよう、こういうことでありますから、今後どうするか、いつの時点までにとにかくというふうなことにしては、具体的に総理から私に對する指示はございませう。

○石田(祝)委員 これは、菅総理は去年就任されてからいろいろなことをおっしゃっていますけれども、一つ一つが全部、言ったら、これはパソコンでいけば上書きになっているんですね。上書き

されていつて、その前のものは全部消えちゃつて  
いるわけですよ。だから直近のものしかない。で  
すから、T P Pもひよつとしたらもう、総理の頭  
の中、これは菅さんですから菅ピューターとい  
うんですかね、コンピュータじゃない、その上  
書きされちゃつて、もう消えちゃっているんじや  
ないでしょうか。

これは大変大きな課題であることは間違いない  
ありません。それは賛否のいろいろな意見がありま  
すけれども、いやしくも一国の総理がおつしやつた  
こと、国の将来を左右するような話だと私は思  
いますけれども、それについて特段の指示があり  
きていない、一体今総理の頭の中にあるのかない  
のか全くわからない。ですから、どんなことを総  
理がおつしやつても、またいづれ何かがあつたら  
上書きされて、それまでのものが消えちゃうん  
じゃないか、私、率直にそう思うんですが、  
大臣、手を挙げていらつしやるようですから、  
どうぞ御答弁お願いします。

○鹿野国務大臣 五月の十七日に、今後総合的に  
判断をしていくというふうに決めたわけでござい  
ますので、そういう中で、総理自身といたしまし  
ては、今後、復旧、復興、そういう状況の推移を  
見きわめておられる中でいろいろな形で考えてお  
られるのではないかな、こういうふうに思つてお  
ります。

○石田(祝)委員 この問題、大臣として、内閣の  
一員としておつしやつていらっしゃると思いま  
すけれども、総理が考えているかどうかなんてだ  
れもわからないんですよ。突然言い出して、いや、  
突然じゃないんだ、昔から考えていたんだと。考  
えていたんだけれども、だれもあなたの頭の中な  
んかわかりませんよ、こういうことであります。  
これは、具体的に指示をする、言葉に出すとい  
う形でやっていたらいいかと、多分、鹿野大臣も大  
変お困りになるんじゃないだろうか、そういうふ  
うなことをまず申し上げたいと思います。  
引き続いては、法案のことについて若干お聞き  
をしたいんですが、まず、今回、この再編強化

法、被災農家、漁家、そういうところの再建支援  
に必ずこれはつながっていく、こういうことでよ  
ろしいのか、どういう形で再建支援につながつて  
いくのか、このことをまずお聞きします。

○篠原副大臣 今の法案の御質問にお答えする前  
に、先ほど石田委員が触れた件です。私がT  
P Pなり食と農林漁業再生推進本部も担当をして  
おります。お答えさせていただきます。

平野副大臣の後任は山口壯内閣府副大臣になつ  
ておりまして、完全に平野副大臣の仕事を引き継  
ぐことになっております。

六月云々というのは、総理は、我々の、食と農  
林漁業再生推進本部の基本的な指針に合せてとい  
うことで、去年の十一月の指針には入つていな  
かつたんですが、一月の施政方針演説でもつて  
「六月を目途に」とおつしやつたわけございま  
す。その後全く我々のところにも指示がありてき  
ておりませんけれども、少なくとも食と農林漁業  
再生推進本部の指針につきましては六月というこ  
とを書かれておりまして、最初の指針に。それ  
で、今、七月末を目途にそれをまとめることにし  
ております。ですから、ここはわかりませんけれ  
ども、我々の基本的な指針とほぼ連動して判断と  
いうことが考えられるのではないかと思つており  
ます。

それから、御質問に対するお答えでございます  
けれども、農業者、漁業者にきちんと融資をして  
いくためにはやはり農漁協がちゃんとしていない  
となりませんので、そういう観点から、我々は  
資本増強が必要だと思つております。

○石田(祝)委員 今副大臣が、私の質問にお答え  
になる前にT P Pのことをお話しになりましたの  
で、もう一つ確認をしますが、今山口さんとおつ  
しやつたのは山口壯さんですか。山口壯さんも復  
興の担当副大臣になりましたよね。そうすると、  
復興担当副大臣をやりながら、T P P、これもや  
るんですか。それは事実上できないんじゃないで  
すか。だから、私は、総理のやつていること、任  
命について、非常にその場その場でやりになつ

ている。

これは、私も復興特別委員会の理事として参加  
をしておりますけれども、やはり、山口壯さんは  
中心のようになって復興の基本法を、与党の代表とし  
て取りまとめに奔走されておりました。そういう  
人をぼんと、これから本格的に復興基本法も動か  
さなきゃならないというときに副大臣として引  
張っている。

そして、さつきおつしやつたようにT P Pの担  
当になったことを私は知りませんでしたけれど  
も、そのことを副大臣がおつしやつたものではな  
ら申し上げたんですが、結局、平野さんが大臣  
になつている、後をやると言われた山口さんも副  
大臣で復興だ。はつきり言つて、復興担当副大  
臣も大臣も、二またかけてやれるような仕事じゃ  
ありませんよ。ですから、T P Pについて総理の  
頭の中からも完全になくなつて、私はこう  
いうことを申し上げざるを得ないわけでありま  
す。

これは賛成、反対があるというのを私は申し上  
げました。我々も慎重な姿勢、どちらかというと  
反対の姿勢でありますけれども、大事なことであ  
ることは間違いないんですよ。ですから、池に大  
きな石をぶち込むのはいいんですけど、大き  
な石をほうり込んでおいてその後さつさどどこか  
へ行つちゃうというのはよくない、こういうこと  
を申し上げたいと思います。

それで、二重ローン問題についてちよつとお聞  
きしたいんですが、今内閣、農林水産省  
として、農家、漁家の方もたくさんいらつしやる  
と思ひますけれども、この二重ローン問題につ  
いてどういうふうにお考えになつてゐるのか、基本  
的な見解をお伺いしたいと思います。

○鹿野国務大臣 いわゆる二重ローン問題につ  
きましては、基本的に、通常の金融というようなこ  
とによる対応だけではなしに、その他、実質的  
に、雇用の面も含めて、あるいはまた農業をやつ  
ていく、漁業をやつていく上におけるところの施  
設の整備というようなこと、そして生活支援とい

うようなことも含めて幅広く検討する必要がある  
、こういうような考え方に立つておるわけでござ  
います。

○石田(祝)委員 けさの農業新聞に「復興対策で  
政府・与党 農業向け債権買い取り」、そこで「個  
人経営も対象」、こういうことで記事が載つてお  
ります。今参議院に、私たち野党も、この二重  
ローン問題についてしつかり対策を講じるべきで  
あるということで法案も提出をいたしております  
が、政府の方はまだこれからだということだろう  
と思ひますけれども、農業、漁業者も対象にする  
という方針で進まれているのか確認をいたしま  
す。

○鹿野国務大臣 そのとおりでございます。

○石田(祝)委員 これはぜひお願いしたいと思  
います。特に、農業、漁業者の方は、いわば一人親  
方という形で、個人であるけれども経営者であ  
る、事業主である、こういう形になつております  
から、対象にするという言明をいただきましたの  
で、これはよろしくお願いしたいと思います。

それで、私は、この法案の中でちよつと気にな  
るところがありまして、お伺いをいたします。

まず確認をしますが、今回のこの法律で機構を  
つくるわけですが、今回のこの法律で機構をつ  
くるわけですが、今回のこの法律で機構をつくる  
資金は入りますか。

○篠原副大臣 今回の支援スキームにおきまして  
は、資本注入の原資は、先ほど網屋議員の質問に  
お答えしましたけれども、民間金融機関からの借  
り入れにより調達することにしております。それ  
から、損失処理を行わなくちゃならなくなるわけ  
ですけれども、その場合も、農漁協等が保険料と  
いう形で積み立てました貯金保険の一般勘定を活  
用することとしております、公的資金は一切入  
らないことを想定しております。

○石田(祝)委員 それで、私も法案をずっと見て  
おりまして、新旧対照も見えておりまして、新設の  
ところで、附則の第二十四条でしようか、これも  
関係していると思うんですが、これは私の誤解が  
あったらいけませんけれども、申し上げたいと思



います、ここで、震災特例勘定というふうには、一般の勘定と分けてやりますよ。これを廃止する場合、「震災特例勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならぬ。」というふうになっているんです。

公的資金が全然入ってこない。貯金保険機構から、損失があつたらそこで賄う。公的資金が入っていないのに、残った金があつたら国に入れるというのはどういうことですか。ちよつと理解しがたいんですが。

○篠原副大臣 石田委員の御指摘のとおりでございます。基本的には民間からの借り入れである。そして、借りたお金ですから当然返さなければならぬ。全部返すということになりますので、残るお金はないはずなんです。

しかし、法律をつくる場合、時限立法的な法律でこういった勘定ができた場合には同じような規定を置くこととされておまして、我々、それに従つてこのような規定を置いた次第でございます。

ですから、実質的には残余の金があり得ないわけでございますけれども、片方の、時限立法的なこういった勘定の場合は国庫に納付するという規定を設けるというのに従ひまして、このような規定を置いた次第でございます。

○石田(祝)委員 これはだれが聞いてもちよつと納得しづらい話ですよ。まあ、残らないだろう、借金が残つた場合は貯金保険機構の一般勘定から損失の穴埋めをする、そして、万が一、残らないだろうけれども、残つたら国に入れる、公的資金は一円も入れていませんよ。これは、残つたら、それぞれ出資した人とか、案分、比率に応じて受け取るというのが普通じゃないですか。

これはいかにも、そういうたてつけになっておりますよ、今までもそうでしたよ、こういうことですけれども、今までの例で、公的資金が全く入らずに、損が出た場合はその中でちゃんとやりなさいよ、しかしお金が余つたら国に入れてよ、こ

ういうことが、今副大臣は今までもそういうことになっていると、例えば一つか二つ、例を言つてください。

○篠原副大臣 まことに済みませんが、前例は私は承知しております。

○石田(祝)委員 副大臣が承知していないということ、ないということとはイコールじゃないでしょうか。これから、これはどうなんでしょうか、与党の皆さん、こういう、一般勘定で、損失は自分たちでやれよ、残つたら国に入れよ、公的資金は一円も出さないよ、これはなかなか理解されがたい法案のつくりになっているんじゃないでしょうか。

大臣、いかがですか。ちよつと、御感想というか、農林水産委員会が大臣にしか最後聞くところがありませんか。これはどうなのかということ、率直なところをお聞かせください。

○鹿野国務大臣 副大臣が言つたとおり、こういうことでございます。

○石田(祝)委員 私も、きのう帰つて勉強し直して、こういう、附則で入っている、新設という形で入っているわけですから、この条項というのは今までなかったわけですね。一体これはどういうことかな。ですから朝の時点で御連絡になりましたけれども、これは一度お聞きをしておかないといけない、こういうことでお聞きをいたしました。

どうもはつきりしないわけですね、このところが。私たちもこの法案に賛成する予定でありますけれども、ちよつと今の答弁は非常に不透明な、不透明というかな不確かな答弁である、こう言わざるを得ないと思ひます。

ですから、このところはもうちよつと、私が申し上げた点も含めて、再度どこかで御説明をなさる機会をぜひ設けた方がいいというふうに思ひますが、いかがですか。

○鹿野国務大臣 今後、機会を見まして、御説明をさせていただきますと思ひます。

○石田(祝)委員 では、これ以上は申し上げません。

それで、私も、米の先物取引市場の試験上場問題について少々お伺いをしたいというふうに思ひます。

今回の、これは最後は行政判断という形になつて大臣が認可をされたと思ひますが、大臣、この問題、先物の試験上場について、これは農家とかそういう方々にメリットがあるんでしょうか。

○鹿野国務大臣 メリットがあるかどうかというふうなことは、やはり実質的に、試験的に上場されて、その推移、経緯を見てみなければなかなか判断しにくい面もあるんじゃないかと思つております。

○石田(祝)委員 大臣、いろいろなことをやることに、私、三つあると思うんですよ。一つはやつた方がいいこと、一つはやつてもやらなくてもいいこと、もう一つはやつてはいけないこと。ですから、行政がそういうところに踏み込む場合は、これはどうしてもやらなきゃいけない、こういうところ以外、やつてもやらなくてもいいよ、わからないよ、そういうところの判断は差し控えるべきじゃないかというふうに私は正直思ひます。

ですから、二年間やつてみなきゃわからないというのが今大臣のお答えのように思ひましたけれども、それはいささか責任放棄のような感じもいたしますけれども、これを最終判断したのは大臣ですよ。やつてみなきゃわからないということでは、私は、行政の責任者としていかがかと。これはどうしても必要である、必要だと私は信じて、こういうことであれば、農政の最高責任者としての御判断、これは尊重しなきゃならないと思ひますけれども、どうもそんな感じも受けませんが、大臣、どうですか。

○鹿野国務大臣 メリットというものはどうなのか、こういうようなことでございましたから、今の時点で明確に、どういふふうなことになつていくかは、まさしく、先ほど申し上げましたけれども、七十年以上ぶりのことでございますから、なかなか判断しにくい面があるわけでございますけれども、いわば、一つの考え方としては、米の

価格形成というものの透明性というものが高まつていくというふうなことは一つあるんじゃないか。そういう意味で、生産者や、あるいは流通業者の方々に對して取引の目安となる客観的な価格を提供する、こういうふうなことも考えられるんじゃないかなと思つております。

ただ、果たしてそれも、具体的な形で試験上場の推移というものをみる中で、どういう状況になつていくかというふうなことから判断されるところもあるんじゃないかなと思つておるところでございます。

○石田(祝)委員 今回のこの試験上場の申請、時系列でいうと、たしか三月の八日に出されて、その後、東日本大震災が起きた。そして、縦覧期間を経て、大臣、たしか七月の二十五日まで判断をすればいい、こういうことだつたと思ひますが、それを七月の一日ですか、認可の御判断をなさつた。ですから、その時点からいへば、あと二十数日間、もうちよつと議論をする時間があつたのじゃないか。

これは、報道等で拝見しますと、与党もなかなか議論が十二分に尽くされたとは言えない、こういうことだつたらうと思ひます。私たちも、まことに申しわけないのでありますけれども、復興対応ということでそちらに全力投球をして、試験上場についてやはりその議論が十二分にできなかった、そういうそりを私は甘んじて受けなきゃいけないと思ひます。

大臣、なぜ、二十五日までに判断すればいいのに、突然七月一日、早い時期になつたのか。もうちよつと、議論が必要であれば、与党、野党ともにまだ三週間ほど議論できる時間があつたわけですから、ちよつとその点は私は理解しがたいんですが、なぜそんなに早くなつたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○鹿野国務大臣 この点につきましては、今経緯につきまして石田先生からお話しのとおり、三月八日に申請がありまして、三月の二十五日に官報に公示して、六月の二十五日までの三カ月間は

周知期間であつた、こういうふうなことであります。そして、六月二十五日の縦覧期間が終了する、その後に、一カ月の間で認可がどうであるかというようなことの決定がなされないというようなことでありますならば自動的に認可されるということもございいます。また同時に、一方においては非常に関係者の関心も高い。こういうようなことも含めて、縦覧期間が終了後においてできるだけ早い段階で方針を決定した方がよろしいんではないかな、こんな思いの中で私自身判断したところでございいます。

○石田(祝)委員 早く決めた方がよいと思つたからやつたとおつしやいましたよね。

今回、よく見ていただいたら、例えば東北の震災の状況、私も何度か行きて、大臣も行かれたと思いますが、名取市の閉上とかあいう地域は、本場に、そこで農業がこれからできるのか、農地として使えるのか。潮をかぶつていて、そして地面が下がっている、潮が満ちてきたらまた水浸しになっている、海水ですね。そういう地域を一体どうするのか、そして東北の米づくりはどうなるか。

こういう中で、縦覧期間が終わりました、早速では判断しようとして、それは、大臣、自分が必要だと思つたからやつたというのは、それはそのとおりでしょう。しかし、必要だと思つた根拠は一体何ですか。大臣だつて東北の御出身じゃないですか。

この中で、もうちょっと議論をしないといけない、ことしの米づくりはどうなるんだらうとか、例えば去年の戸別所得補償はどうだったか、ことし本格実施するときに対してどうなのか、もっとも議論することがたくさんあるじゃないですか。これは、私たち、与党、野党を含めて議論が足りないと同時に、農林水産省でどれだけ議論をされたのか。前回のときに、これは中川大臣のときでありますけれども、やはり同じように申請があつて、今回と比べるとさらにもうちょっと議論をなさつて、その上での判断だということふう

に私は正直思いますよ。

ですから、その判断自身は行政処分として大臣がなさつた、これはもう終わったことでありますけれども、やはり、その間議論する時間がなかった、このことについて、なぜそんなに早く判断をしないやならなかったのか、これはいまだに疑問であります。ですから、大臣が自分がそう思つたというだけでは、これは納得する人はいないでしょう。どうしてそんなに早くしなくちゃいけないのか、もう一度御答弁ください。

○鹿野国務大臣 いろいろ御意見を伺う中で、今石田先生からのようなお話もございました。そういう中で、私自身も、どういう判断をするかということも含めて検討したところでございいます。

今回の大震災で被災を受けている方々の気持ちというふうなものにおきましては、当然、私どもは忘れてはならない、そして一刻も早く復旧、復興に向けて取り組んでいかなくちゃならない。

しかし、そういう中で、今回のこの申請に対してだめだと言ふことが、本場に、そういう考え方に立つことがなかなか難しいというふうなことの判断が私自身もあつたものですから、そういうこととでありますならば、関心の高いことも含めて、ある程度、この縦覧期間は、期限というものが六月の二十五日でございましたので、そういう中で私どもの判断を示した方がよろしいのではないかと、こういうふうな考え方に立つたところでございいます。

○石田(祝)委員 これは、大臣、申請された方は当然手続の時間がわかつていくわけですね、三月八日に申請をしたら、縦覧期間が三カ月間あつて、その後の判断が、やると七月二十五日が出しりの、最後のところだと。これは三月八日に出した時点でわかっているわけですね。それは、ことしの米の問題で参加をしようとしたときには本来もうちょっと早目に出しておけばいい話であつて、七月二十五日まで待たずに大臣が判断をなさつたというのは、今の御説明では、これはなかなか私も納得できないし、農家の方も、なぜかな

と。

最後の判断はイエスかノーしかありませんので、それはそれで大臣が判断なさればいいことでありますけれども、それまでに、どうしてそんなに、時間があるのに早くしなくちゃいけないのかというの、これは全く今の御答弁でもよくわからない、こういうことだろうと私は思います。この問題は大変大事な問題です。

それで、もう一点お聞きしたいのは、何回か御説明を聞くと、先物というのはリスクヘッジになるんだ、こういう言葉が農林水産省の御説明ではあるんですね。これは、リスクヘッジということでは、先物で、先物と現物が当然あるわけですから、決済するときに、現物で決済するの差額を払うのか、いろいろやり方はあると思うんですけども、お米、また農林水産物、作物は、将来下がりそうだから植えた米を引き抜いちゃいましようかとか、今から植えましようかとかいうことはできないわけですね。基本的に、生産量を調整できるものじゃないんですよ。

例えば石油だとかいろいろなのは、将来幾らだというリスクヘッジのためにやつておいて、それを見て生産量を調整する、これは可能ですよ。しかし、お米を、一年一作、植えた後どうしようもないじゃないですか。そして、六月までには生産数量目標に入るかどうか、戸別所得に入るかどうか決めなきゃならない。それからお米を新たに植えられますか。そういうことはできないでしょう。そして、主食用米としてやつたものを、では飼料用に変えましようか、飼料用のものを主食用に変えましようか、これはできないじゃないですか。そういうふうな、将来の値段を見て、リスクヘッジという意味で調整できないんですよ。そういうものを大臣がこんなに早く御判断なさつたというのは、やはり私は理解できません。

ですから、これは本当の意味で、ただ先物市場だからリスクヘッジだということじゃ私はないんだ。先物市場の、その品物自体がどういうものであるかということが大きく違うわけです。ですから、

ら、このところ、リスクヘッジだ、リスクヘッジだという説明をあちこちで農林水産省はしていますけれども、本当にそれはそうなのかということとを一度考えていただきたいと思うんですよ。

農家はリスクヘッジできませんよ、はっきり言つて。植えたら、私の高知県なんか、早く、もう三月に田植えをしていますよ。そんなところができますか。これがことしから新しくできた、三月八日から申請して、大臣が七月一日に認可した。もう対応は終わっていますよ、とつくに。これから実りを迎えるわけですけども、このところがよくわからない。

ですから、一つだけ最後にお聞きしますけれども、リスクヘッジという考え方ですつといかれるのかどうか、これがリスクヘッジになつていくのかどうか。米という作物の、一年一作ということを考えていただいてどうなのか、この点をお答えいただきたいと思ひます。

○篠原副大臣 石田委員の御指摘のとおり、一年一作しかできない米、ほかの農作物も、石油等と違ふというのは御指摘のとおりでございいます。

ですから、米というのは主食でありますし、重要ですので、需給ギャップというのは違つた形で埋めて、そして農業生産者の経営の安定に資していかなければならないんじゃないかと思つております。ですから、戸別所得補償制度に参加するかどうか、需給調整に参加して戸別所得補償に参加するかどうかというのも一つの手法だと思ひます。

しかし、それに加えて、農業者戸別所得補償というのは国がセツトしてそこに参加するから、どちらかという受け身でございますけれども、先物取引については農家みずから判断して、リスクヘッジという言葉が行き過ぎていてという御指摘、私もその点はうなずけるところがございいますけれども、リスクを軽減するということには少なくとも役立つのではないかと思つております。こういった、国が設定する、国がリードするような需給調整と、農家みずからがリスク軽減を図

ということ、これが両立してうまくいってくれればいいなと私は少なくとも考えております。

〔委員長退席、津島委員長代理着席〕

○石田(祝)委員 副大臣に御答弁いただきましたけれども、そうすると、戸別所得補償というのは一体何なんですか。これはもともと、要するに生産費と販売の価格が逆転しているものを、農家の経営を安定させよう、そういうことで入れたんでしょう。そうしたら、戸別所得補償はもうやめちゃうんですか。戸別所得補償をやって、メリツト措置だ、生産費が販売価格を上回っているようなところを、基礎的な部分の、一反当たり、十アール当たり一万五千元、そして、相対価格の平均を三月までとって変動交付金も出すんだ、そして農家の経営を安定させるんだ、こういう仕組みを入れたわけでしょう。

何で、さらにそれに加えて、農家の判断で云々と。だって、戸別所得補償に入るかどうかは農家の判断じゃないですか。そこで農家は自律的に判断している。

そういうものをやるうということ、何千億もかけてやっているわけでしょう。それをやっておいて、そここのところの、私は前から言っているように、戸別所得補償のモデル対策は一体どうだったのか、その検証もやってももらいたいと今まで言ってきましたけれども、検証がどうだったかという説明も私は聞いたことがありません。ことしから本格実施だ、本格実施をやるときに、またあわせて先物の試験上場だ。わけがわかりませんよ。

一体、戸別所得補償をどうしていくのか、農家の経営をどうするのかということを、私は、もうちょっとこれは考えていただかないと、今回のことはちょっとこれはフライングじゃないのか、勇み足じゃないのか。少なくとも、七月一日という、三週間以上も前に判断をなさったということは、私は、これはまずかったです。

判断の是非は言いませんよ、これは大臣の御判断です。しかし、もうちょっと意見を聞いて、国

会のこういう場でも議論をした後でやらないと、三月に震災が起きて、それ以降、震災対策だ、東北の米はどうなるんだ、そういうことでみんな一生懸命やっていて、実際、委員会も六月の頭から開かれていなかったじゃないですか。そういう中でばんとやられたというのは、いささか私は鹿野大臣としてはどうか、大臣としてこれはちょっと拙速だったんじゃないか、このことだけは申し上げたいと思います。

この試験上場については、さらにまた機会をいただいて議論をさせていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、基準値を超えるセシウムが検出された牛肉、これは消費されていた、もう既に食べられていた、こういうことでありますけれども、この問題についてどういう状況になっているのかということ、それから全頭検査、これについてなさるといこともお聞きをしておりまして、この二点、厚生労働省も来ていた、聞いておりますから、まず厚生労働省からお聞きをして、その後農林水産省から御答弁をいただきたいと思っております。

○梅田政府参考人 暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された牛肉が流通、消費された件についてでございますが、現在、計画的避難区域等から出荷される牛につきまして、農林水産省の通知に基づきまして、福島県の職員が、河川水、牧草等を給与していないかなど飼養管理の状況を確認した上で出荷を認めているところでございます。

厚生労働省としましては、本年四月より、農林水産省を通じて入手したこれらの出荷情報というのを出荷先の自治体に提供いたしまして、モニタリング検査の実施を要請してきております。

七月八日以降、福島県南相馬市の緊急時避難準備区域の特定の農家から出荷された牛十一頭から、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。さらに、七月八日以前に当該農家から出荷され食肉として流通された六頭の牛について

も暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことが確認されまして、昨日までに流通、消費状況の調査がおおむね終了したところでございます。

厚生労働省といたしましては、今回の事例を踏まえまして、福島県及び隣接県に對しまして、牛肉のモニタリング検査を強化するよう要請するとともに、流通した牛肉の検査の実施に協力していただくところでございます。

また、福島県におきましては、南相馬市の牛の移動及び出荷を自粛し、緊急時避難準備区域の肉用牛農家の再点検を実施していただくところでございます。その検査につきましては、現在、牛肉につきましては百二十件、モニタリング検査を実施しておりますが、暫定規制値を超過した事案は当該農家から出荷された牛肉のみでございます。

しかしながら、福島県より、緊急時避難準備区域及び計画的避難区域から出荷される牛の肉の全頭検査実施の強い要請もあるところでございます。厚生労働省といたしましては、農林水産省及び福島県と急遽検討を行っているところでございます。

〔津島委員長代理退席、委員長着席〕

○鹿野国務大臣 今厚生労働省の方からお話がございましたけれども、今回の、南相馬市から出荷された牛の肉から暫定値を超える放射性セシウムが検出された、こういう事例を踏まえて、福島県は、飼養管理状況の徹底的な再点検を行う、また、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域についてはすべての肉用牛の出荷の際に全頭の検査を実施したい、こういうふうな意向を示したところでございます。

これを受けて、農林水産省は、このような考え方を支援していかねばならない、このようことから、担当官を現地に派遣するなどいたしました、とにかく、今後、福島県、厚生労働省と、検査体制の具体化を検討していただくところでございます。

このようなことで、今後、食肉の安全と消費者

の信頼確保にできるだけの努力をしていかなきゃならないと思っております。でございます。

○石田(祝)委員 大臣、ちょっとお聞きしますけれども、やはり、そういう検査体制をやりますよと。現実に、きょうの新聞を見たら、当該の県の牛肉の価格が半分になっちゃっている、こういう記事も載っております。これは一体だれが金を見るんですか。とりあえず国が出すんですか。それとも、東電に最終的にはもうらうのか。このところ、お金の問題はもうなるんですか。

○鹿野国務大臣 今回の件につきましては、原子力発電所の事故と相当因果関係のある風評被害については賠償の対象となるほか、全国的な肉用牛の枝肉価格の低下につきましては、肉用牛の肥育経営安定特別対策事業等によりまして適切に対処してまいりたいと思っております。

○石田(祝)委員 もう終わりますけれども、大臣が御答弁いただいたように、風評被害も対象になる、こういう御答弁でございましたので、実際の被害と風評被害も対象だ、こういうことで、これはしっかりとお願いをいたしたいと思っております。

もう一点、きょう、地域農業水利施設ストックマネジメント事業の面積要件の緩和ということをお聞きしたいと思っておりましたが、時間がなくなりましたので、中山間地はこの面積要件の緩和、こういうことも望んでいる、このことだけを申し上げて、終わりたいと思っております。

ありがとうございます。

○山田委員長 次に、吉泉秀男君。

○吉泉委員 社会民主党の吉泉秀男です。

今、強化法案が提出をされてから一カ月以上、そして震災が発生してから四カ月たったわけでございます。この法案が早く成立しないと、信用不安等々含めて、信用事業、そのことに大きな影響がある、こういう説明も事務方から受けてきたところでもございます。

そういう現状の中で、それぞれ、農協さらには漁協の方の信用事業が、今四カ月たつてどういう変わり方になっているのか、まず冒頭お伺いいた

します。

○田名部大臣政務官 被災地の農協、漁協でありますけれども、今回の大震災によってみずからも大きな被害を受けている。また、組合員、利用者、こういった方々も被害を受けています。そういった中で、貸出債権の保全状況等の確認が非常に困難な状況でございます。

農林水産省といたしましては、そういう状況、実態も踏まえて、平成二十二年度の決算については、被災地において、貸出先の実態把握が困難な場合には、被害前に把握している情報に基づいて査定を行う等の特例措置を講じているところでございます。

被災三県における農協の貸し出しでございますけれども、約七千五百億、そして漁協等の貸し出しは約二百億円でございますけれども、また今後、財務状況の精査のため確認作業を進めていかなければいけませんので、この作業についても農林水産省としてもしっかりとフォローしてまいりたいと考えているところでございます。

○吉泉委員 被災地の状況、なかなか難しいという状況で今お話あったわけですが、一番心配したのは、それぞれ預金の引き出し、このところを非常に私ども心配をしているわけでございます。その辺についての今の状況は、答弁でわからなかったわけでございます。

自分自身、そういう一つの、金融機関の資本を増強して、そして信用不安が起きないようにする、これはやはり原則なんだろうというふうに思っておりますけれども、しかし、個々の金融機関の資本そのものを強化していく、そういう状況であっても、一番お客様である生産者、このところがやはり今再建をしていく、そういう決意がない限り、金融機関を増強する、そういう意味はなかなか適当でもないというふうに思っております。

きのう、実は、青少年特別委員会の視察の中で、埼玉県の騎西高校で避難生活をしている双葉町の方々と、個別に、自分自身としては三名の方

とお話をさせていただきました。二人の方は農家、もう一人は漁協、いわゆる漁師さんでございました。どうする、そういう意味の中で、いろいろな質問も受けたわけですが、なかなか答えられない、こういう自分の歯がゆさ、こういうふうなことにについて大変申しわけなかったというふうにも思っております。

とりわけ、今、被災者、農家なりさらには漁師さんの方は、それぞれ多くの負債を抱えているわけでございます。その担保というもののについて、農地であったり、さらには船であったり、いろいろなものが担保物件としてそれぞれ押さえられているわけでございます。しかし、その担保物件をすべて今天災、津波でなくした、そういう状況の中で、担保物件がない、ゼロに等しい、そういうふうになったときに、それぞれ農協さんはどうしていくのか、こういうものがあるというふうに思っております。

これは二重債務の問題との関連なんかもあるわけですが、やはりそのときに、親子で農業をやっているときに、担保物件として、その部分がなくたって、そして二千万借金をしている、そしてそれからもう二千万借金をしても一回再開をする、そういうふうな部分になったときに、おやじさんよ、どうするんだというふうに息子さんから言われる問題が多くあるというふうに私は思っています。

そういう状況のときに、今回のこの強化法案も含めて、農協さん、金融機関の強化、それとあわせながら、それぞれ被災者の生産者、このところをどうしていくのか、このところがセットでないと、なかなか、もう一度漁師さん、さらには農家の方に戻るといふ気持ちが非常に薄くなっている、そういうふうな思いがあります。

ですから、その辺についてはどういうふうに押さえているのか、そして、今現在の段階で、それぞれ被災者における漁師さんそれから農家の人たちの負債の状況、そしてまた、頑張れる、そういう一つの意識調査とか、そういうものを押さえて

いるのかどうか含めて、もう一度答弁をお願いいたします。

○鹿野国務大臣 農漁協等への資本の増強というもの、農業者なりあるいは漁業者に対する返済猶予、条件緩和あるいは新規融資等の金融支援というところでございまして、御指摘のいわゆる二重債務問題の解決にも必要である、このようなことでございます。地域の復興のための環境整備、こういうふうな考え方に立っておるわけでございます。

今後、二重ローンの問題につきましても当然引き続き取り組みをしていかなきゃならない、こういうふうな考えておるところでございます。

○吉泉委員 私は、二重債務の問題、それは当然あるわけですが、それ以上に、今の段階でも、もう完全に担保物件で出している部分が資産価値がなくなっているというふうな部分になれば、何らかの対応を早急にやっていかないと、もう対応が、やはり続けていくというふうにはならぬだろうというふうに思っていますので、その辺のいち早い一つのメッセージというものをお願いしたい、こういうふうな思いがあります。

それと同時に、漁師さんの関係について、災害特区のところ、大臣の方から、いわゆる特区の構想について、漁業権の問題、このことについて答弁がなされたわけでございます。その答弁を聞いても、今漁連の方からも意見が出されてきているわけでございますけれども、浜を守っていく、そういう立場ですつとやってきた、そういう漁師からいえば、同じ浜に同じ漁師が、漁協と、そしてもう一つ、法人、そういう面で二つの管理団体ができてくるというふうなことから見れば、やはり争いのもとになっていく、こういうのが目に見える。

そういう面からいえば、これからの災害の復興、復興に向けて、漁村を守っていく、さらには水産業を大きく発展させていく、その手法というのはいろいろな部分はそれぞれあるだろうというふうな思っておりますけれども、その辺について

て、今の特区問題について再度大臣の方にお伺いをさせていただきます。

○鹿野国務大臣 六月の二十五日に、復興構想会議からの提言におきまして、いわゆる被災地の「漁業の再生には、漁業者が主体的に民間企業と連携し、民間の資金と知恵を活用することも有効」との観点から、特区手法の活用というものが提案をされました。

こうした特区の考え方というふうなものをどう活用していくかということにつきましては、今吉泉先生から御指摘のとおり、地元の漁業者などから、漁場の利用に当たって混乱が生じてくるんじゃないか、そういう懸念の声も示されていることでございます。

農林水産省といたしましては、今後、提言の内容の具体化というものを図っていくというようなことになったときには、地域ごとの漁業の特性などというものもやはり踏まえるとともに、地元のさまざまな意見を伺い、県や漁業者とも話し合いをしながら、本当に被災地の復興に資するものになり得るように努めていかなければならない、このように考えておるところでございます。

○吉泉委員 まず一つ、知事の方の権限の付与の問題ですが、ぜひ大臣としての御指導も含めて、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それと同時に、漁師さんが一番心配しているのが海の問題でございます。きょうのテレビの方にも出ましたけれども、汚水処理のところ、水が漏れているというふうなことで、なかなか機能が予定どおりいかない、こういうふうな報道がなされると、その水というものが、もう完全に汚水が海にも流れ出ているんじゃないかな、そういう錯覚も全体的に受けとめるわけでございます。

これまで、十一、十二以降の状況から約四カ月になってきて、そして海に放水をした汚染水もあるわけでございますし、さらには漏れ出した、そういうものもあります、それから空から降ってきて海が汚染されている、そういう状況もあるんだ

ろうというふうには私は思っておりますけれども、現状の中において、今のこの汚水処理、こういった部分と海の関係について、今、漁師に対して、メッセージというものについてお願いを申し上げたいというふうには思います。現状です、汚水処理の状況についてどうなっているのか。

○櫻田政府参考人 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水の現状、そういうお尋ねなどというふうには理解してございますが、この発電所におきましては、タービン建屋の地下に高濃度の汚染水が今滞留してございますが、これらにつきましては、集中廃棄物処理建屋というところに移送して適切に管理をしているという状況でございます。また、この滞留水の水位が地下水の水位よりも高くならないように管理をするということをやる。

それから、建屋の周辺の中に、地下水をくみ上げる井戸、これはサブドレーンと申しますが、そういうものがございまして、その中の水の放射能濃度を測定してございますが、特に大きな変動がないということから、現段階におきましては、タービン建屋等から土壌や地下水への漏えい、こういったものはないものというふうには評価をしてございます。

それから、六月十七日からでございますが、高濃度の汚染水を処理して、これを原子炉の冷却に使用するという循環注水冷却というのが稼働してございまして、新たな汚染水の発生を防止するという状況にございます。

加えまして、これらの高濃度の汚染水が環境に流れ出すことがないように、トレンチの立て坑を閉鎖するでありますとか、シルトフェンスといまして、海の中にカーテン状の遮へい壁を設置する、こういった措置も講じているところでございます。

それから、海洋のモニタリングでございましてけれども、これも文部科学省と東京電力によって約百地点で随時行われておりまして、最近の測定値を見ますと、ほぼ検出限界以下という状況でございます。

います。今後もし引き続き、汚染水の漏えいや流出が生じることがないように適切に対応してまいるという状況でございます。

○吉泉委員 お話を聞きますと、ちよつと聞こえなかったわけですが、これからの処理をしなければならぬのが、約十二万トンこれがある、この処理に向かつて、五百四十億をかけて、それぞれ今設備をしながらやっていると、なかなか七〇％台の処理の状況なんだ、やはりもつともつと日数がかかる、こういう状況であるわけですね。今、地下水には漏れていない、さらには海にももう出さないようになっていっているというふうな状況であるわけですが、二十キロ圏内、二十キロ以上ということの中で、それぞれ文科省と東電とモニタリングをきちつとやっているというふうなお話でございます。

やはり海を汚さない、そういう立場で、私方も、その辺について慎重に監視しながら、漁師を守っていくという立場で頑張らせていただきたい、そういうふうには思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

あと時間がなくなりました。先物の点について私も触れさせていただきます。

なじまないというふうには思っています。毎日毎日食べる米です。主食です。これが、毎日毎日の空売り市場、先物というのは空売りですから、これに一喜一憂をしながら、それぞれ、生産者なりさらには投資家たちはこの先物市場の動向を見ていくわけでございます。そういう中において、日本は主食である米が、世界の投資家、こういう人たちの先物の対象として本当にいいのか、こういうふうには私は言いたいです。

これまで、主食である米を安全に、そして需給バランスをうまくやりながら、国として責任をそれぞれ持ってきた。こういうところを、これから先物、その部分にゆだねていくということから見れば、やはり私は大きな問題があるというふうには

思っております。消費者に対する影響、生産者に対する影響、これはやってみなきゃわからない、こういう言い方に今聞かざるわけでございますけれども、私はそうではないだろうというふうには思っています。

石田先生の方からも出されました。やはり国として米をどういうふうな位置づけで守りながら、そして生産者、消費者というものについてどういうふうな国として関与していくのか、この責任というものをやはりしっかりと打ち出していかなければ、ただ単に米の価格の部分について競争性があるかどうかとか、いろいろな部分で、これを試験的に今やっていくということについてはなじまないだろうというふうには私は思っています。

この点について、これから二年間、試験というふうなことになるわけでございますけれども、やはり国としての米に対する責任、この問題も含めて、この許可をした理由、そのことについてお伺いして、質問を終わらせていただきます。

○鹿野国務大臣 先ほど来から、米の先物市場に対する認可の件につきましていろいろ御指摘がございました。

今回、この認可基準というふうなものを考えたときに、これはだめですと言うことはなかなか困難である、このようなことから私自身判断したところでございます。今いろいろと委員から御指摘の点につきまして、この二年間しっかりと検証いたしまして、いろいろなことで問題があるとするならば、その時点で措置を講じてまいりたい、こういうふうには考えているところでございます。

○吉泉委員 はい、わかりました。

ただ、生産者から見れば、有機農業とかいろいろな部分で、安心、安全、このところ非常に力を入れて頑張っている、そういうところの気持ち、そういうものも含めて、ぜひ、先物市場というふうなことにこの二年間考えていた。きながら、最終的に本上場をやるかやらないかという点については、この委員会の中でしっかりと

議論もさせていただきたい、こういうふうには思います。

質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○山田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○山田委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、仲野博子君外三名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党及び社会民主党・市民連合の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。仲野博子君。

○仲野委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたので、その趣旨を御説明申し上げます。

それでは、案文を朗読いたします。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興に向け全力を尽くすべきである。こうした中、今後の復興を図るには、農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るとともに、農業者、漁

業者の経営再開・再建への的確な支援を全力で行うことが喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 改正法の運用に当たっては、指定支援法人及び農水産業協同組合貯金保険機構の緊密な連携と適切な役割分担の下、被災農業者・漁業者の経営・生活の円滑な再建に資することを旨として実施すること。

二 東日本大震災で被災した農林漁業者等における二重債務の問題については、被災者の経営・生活の再建に資するよう、国として、必要な対応を実施すること。

三 被災地域の復興の重要な担い手である農業協同組合、漁業協同組合等については、自ら被災している場合もあることから、地域の復興計画に則した共同利用施設等の復興支援に万全を期すること。

四 本法の改正は、公的資金の注入によらず被災地域の農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るものであるが、農漁協系統組織はその構成員のための組織であるという原点を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に当たってはあらゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行うこと。

政府は、このことについて、実態把握に努め、必要に応じ具体的な措置をとること。右決議する。

以上の附帯決議案の内容につきましては、質疑の過程等を通じて御承知のところと存じますので、説明は省略をさせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

平成二十三年七月二十五日印刷

〔賛成者起立〕

○山田委員長 起立総員。よって、本法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣鹿野道彦君。

○鹿野国務大臣 ただいまは法案を可決いただきましてまことにありがとうございました。附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、関係省庁とも連携を図りつつ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○山田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時八分散会

農林水産委員会議録第三号中正誤

ページ 段 行 誤 正  
二五 三〇 水産にする 水産に対する

平成二十三年七月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局